

第五十一回国会 衆議院 法務委員会大蔵委員会連合審査會議録 第一号

(五一〇)

昭和四十一年四月二十二日(金曜日)

午前十二時三十分開議

出席委員

法務委員会

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 濱田 幸雄君

理事 細迫 兼光君

理事 鍛冶 良作君

理事 四宮 久吉君

理事 千葉 三郎君

理事 馬場 元治君

理事 早川 崇君

理事 吉田 賢一君

大蔵委員会

理事 吉田 重延君

理事 岩動 道行君

理事 押谷 富三君

理事 砂田 重民君

理事 西岡 武夫君

理事 渡辺 栄一君

理事 佐藤 觀次郎君

理事 横山 利秋君

出席國務大臣

法務大臣 石井光次郎君

出席政府委員

(民事局長) 新谷 正夫君

(刑事局長) 津田 實君

國稅庁長官 泉 美之松君

委員外の出席者

大蔵事務官 加治木俊道君

大臣官房財務 調査官

大蔵事務官 中橋敬次郎君  
(主税局税制第一課長)  
専門員 高橋 勝好君  
専門員 拔井 光三君

本日の會議に付した案件

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号)

〔大久保法務委員長、委員長席に着く〕

○大久保委員長 これより法務委員会大蔵委員会連合審査會を開會いたします。

先例によりまして、案件を所管する委員會の委員長であります私が、委員長としての職務を行ないます。

商法の一部を改正する法律案を議題といたします。

商法の一部を改正する法律案

商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四百七十五條第二項第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四百八十八條第三項中「第二百三十九條第三項第五項」の下に「第六項、第二百三十九條ノ二」を加える。

第三百四十八條第一項ノ規定ハ創立總會ニ於テ定款ヲ變更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ヲ設ケル場合ニ之ヲ準用ス

創立總會ニ於テ前項ノ定款ニ反對シタル株式引受人ハ決議後二週間内ニ限り其ノ株式ノ引受ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ變

更シテ設立ニ關スル手續ヲ履行スルコトヲ妨ゲズ

第四百八十八條第一項中「第四百八十五條」の下に「若ハ前條第四項」を加える。

第四百八十八條第二項第五号中「額面無額面ノ別、」を「並ニ」に改める。

第四百八十八條第一項を次のように改める。

株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ取締役會ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第四百八十八條の次に次の四條を加える。

第二百四十四條ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ株式ヲ譲渡サントスル株主ハ会社ニ對シ譲渡ノ相手方並ニ譲渡サントスル株式ノ種類及數ヲ記載シタル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認セザルトキハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ取締役會ハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ前項ノ請求ノ日ヨリ二週間内ニ同項ノ株主ニ對シ書面ヲ以テ通知スルコトヲ要ス

前項ノ期間内ニ同項ノ通知ガ為サレザルトキハ第一項ノ株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認アリタルモノト看做ス

第二百四十四條ノ三 前條第二項ノ規定ニ依リ指定セラルタル者ハ同項ノ通知ノ日ヨリ十日内ニ同條第一項ノ株主ニ對シ書面ヲ以テ同項ノ株式ヲ自己ニ売渡スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ為スニハ最終ノ貸借對照表ニ依リ会社ニ現在スル純資産額ヲ發行済株式ノ總數ヲ以テ除シタル額ニ前條第一項ノ株式ノ數ヲ乘ジタル額ヲ会社ノ本店ノ所在地ノ供託所ニ供託シ且之ヲ証スル書面ヲ前項ノ書面ニ添附スルコトヲ要ス

前條第三項ノ規定ハ第一項ノ請求ガ同項ノ期間内ニ為サレザル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ請求アリタルトキハ株主ハ一週間内ニ第二項ノ供託所ニ株券ヲ供託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ遅滞ナク第一項ノ請求ヲ為シタル者ニ供託ノ通知ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ供託ガ同項ノ期間内ニ為サレザルトキハ第一項ノ請求ヲ為シタル者ハ売買ノ解除ヲ為スコトヲ得

第二百四十四條ノ四 前條第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ売買價格ニ付協議調ハザルトキハ当事者ハ同項ノ請求ノ日ヨリ二十日內ニ裁判所ニ對シ売買價格ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ決定ヲ為スニ付テハ裁判所ハ前條第一項ノ請求ノ時ニ於ケル会社ノ資産狀態其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第一項ノ期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ前條第二項ノ規定ニ依リ供託シタル額ヲ以テ売買價格トス

株式ノ移転ハ代金ノ支払ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ株式ノ売買價格ガ前條第二項ノ規定ニ依リ供託シタル額ヲ超エザルトキハ売買價格ガ確定シタル時ニ代金ノ支払アリタルモノト看做ス売買價格ガ供託シタル額ヲ超ユル場合ニ於テ代金中供託シタル額ニ相當スル部分ニ付亦同ジ

第二百四十四條ノ二 第三項ノ規定ハ売買價格ト供託シタル額トノ差額ニ相當スル金額ノ支払ナキ為株主ガ売買ノ解除ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十四條ノ五 株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ親類又ハ公売ニ因リ株式ヲ取得シタル者ハ会社ニ對シ其ノ株式ノ種類及數ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ承認セザルトキハ其ノ株式ヲ買受クベキ者ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百四十四條ノ二第二項第三項及前二條ノ規定ヲ準用ス

第二百五五條を次のように改める。

第二百五五條 株式ヲ譲渡スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス

株券ノ占有者ハ之ヲ適法ノ所持人ト推定ス

第二百四十四條第四号中「第二百四十五條ノ二」の下に、「第二百四十九條第一項」を加える。

第二百四十三條から第二百四十一條までを次のように改める。

第二百四十三條 会社ガ額面株式及無額面株式ノ双方ヲ発行シタルトキハ株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外其ノ額面株式ヲ無額面株式トシ又ハ其ノ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

資本ノ額ガ額面株式一株ノ金額ニ発行済株式ノ總數ヲ乗ジタル額ニ滿ジタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得ス

第二百四十四條乃至第二百四十一條 削除

第二百四十二條ノ四中「株式申込証」の下に「又ハ新株引受權証書」を加える。

第二百二十三條第一項中「記名式ノ株券」を「記名株式」に改め、同項第二号中「並ニ株券ノ番号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 各株主ノ有スル株式ニ付株券ヲ発行シタルトキハ其ノ株券ノ番号

第二百二十五條に次の一号を加える。

八 株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第二百二十六條の次に次の一條を加える。

第二百二十六條ノ二 株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外其ノ記名株式ニ付株券ノ所持ヲ欲セザル旨ヲ会社ニ申出ヅルコトヲ得此ノ場合ニ於テ既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ申出アリタルトキハ会社ハ遲滞ナク株券ヲ發行セザル旨ヲ株主名簿ニ記載シ又ハ株券ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託シ且其ノ記載又ハ寄託ヲ為シタル旨ヲ株主ニ通知スルコトヲ要ス会社ガ前項ノ規定ニ依ル記載ヲ為シタルトキハ株券

ノ發行ハ之ヲ為スコトヲ得且第一項後段ノ規定ニ依リ会社ニ提出セラレタル株券ハ之ヲ無効トス

第一項ノ申出ヲ為シタル株主ハ何時ニテモ株券ノ發行又ハ返還ヲ請求スルコトヲ得但シ株券返還ノ請求ハ会社ニ對シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依ル株券ノ寄託ニ要スル費用ハ会社ノ負担トス但シ株券返還ノ請求アリタルトキハ会社ハ株主ニ對シ前項ノ規定ニ依ル株券發行ノ場合ニ於テ株主ガ負担スベキ費用ニ相當スル額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第二百二十九條中「ガ無記名式ノモノナルトキ又ハ記名式ノモノニシテ其ノ所持人ガ第二百四十五條第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ權利ヲ證明スルトキ」を削る。

第二百三十九條に次の一項を加える。

第二百三十九條ノ二 株主ハ二個以上ノ議決權ヲ有スルトキハ之ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ會日ヨリ三日前ニ会社ニ對シ書面ヲ以テ其ノ旨及理由ヲ通知スルコトヲ要ス

株主ガ株式ノ信託ヲ引受ケタルコト其ノ他他人ノ為ニ株式ヲ有スルコトヲ理由トセザルトキハ会社ハ株主ガ議決權ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ拒ムコトヲ得

第二百六十六條ノ三第一項中「株式申込証」の下に、「新株引受權証書」を加える。

第二百八十八條ノ二第一項第五号中「新株ノ引受權ヲ与フベキ者」を「株主ニ新株ノ引受權ヲ与フル旨に改め、同項に次の三號を加える。

六 前号ノ引受權ヲ譲渡スコトヲ得ベキコト

七 株主ノ請求アルトキニ限り新株引受權証書ヲ發行スベキコト及其ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間

八 株主以外ノ者ニシテ之ニ對シ特ニ有利ナル發行価額ヲ以テ新株ヲ發行スベキモノ並ニ之

ニ對シ發行スル株式ノ額面無額面ノ別、種類、數及發行価額

第二百八十八條ノ二第二項中「新株ノ引受權ヲ与フル」を「對シ特ニ有利ナル發行価額ヲ以テ新株ヲ發行スル」に、「与フルコトヲ得ベキ引受權ノ目的タル」を「其ノ者ニ對シ發行スルコトヲ得ベキ」に改める。

第二百八十八條ノ三ただし書を削り、同條の次に次の二條を加える。

第二百八十八條ノ三ノ二 会社ハ其期限日ノ二週間前ニ新株ノ額面無額面ノ別、種類、數、發行価額、払込期日及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

第二百八十八條ノ三ノ三 前二條ノ規定ハ第二百八十八條ノ二第一項第五号ノ新株ノ引受權ノ目的タル株式及同條第二項ノ決議アリタル株式ニ付テハ之ヲ適用セス

前條ノ規定ハ次條第一項但書ノ端數ノ合計數ニ相當スル株式及新株ノ引受權ヲ有スル者ガ第二百八十八條ノ五第四項ノ規定ニ依リ其ノ權利ヲ失ヒタル株式ニ付テハ之ヲ適用セス

第二百八十八條ノ四第二項中「有スベキ旨」の下に「及新株ノ引受權ヲ譲渡スコトヲ得ベキトキハ其ノ旨」を加える。

第二百八十八條ノ五第一項中「新株ノ引受權ヲ有スル者アルトキハ」を「株主ガ新株ノ引受權ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ對シに、」並ニ一定ノ期日」を、一定ノ期日」に、「其ノ者」を、並ニ第二百八十八條ノ二第一項第六号及第七号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ内容ヲ」に改める。

第二百八十八條ノ六の次に次の三條を加える。

第二百八十八條ノ六ノ二 第二百八十八條ノ二第一項第六号ニ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テハ会社ハ同項第七号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ定ニ從ヒ、其ノ定ナキトキハ第二百八十八條ノ五第一項ノ期日ノ二週間前ニ新株引受權証書ヲ發行スルコトヲ要ス

新株引受權証書ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取

締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一 新株引受權証書ナル旨ノ表示

二 前條ニ掲グル事項

三 新株ノ引受權ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類及數

四 一定ノ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨

第二百八十八條ノ六ノ三 新株ノ引受權ヲ譲渡スニハ新株引受權証書ヲ交付スルコトヲ要ス

第二百五五條第二項及小切手法第二十一條ノ規定ハ新株引受權証書ニ之ヲ準用ス

第二百八十八條ノ六ノ四 新株引受權証書ヲ發行シタル場合ニ於テハ株式ノ申込ハ新株引受權証書ニ依リテ之ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ第二百七十五條第一項及第三項ノ規定ヲ準用ス

新株引受權証書ヲ喪失シタル者ハ株式申込証ニ依リ株式ノ申込ヲ為スコトヲ得但シ其ノ申込ハ新株引受權証書ニ依リ申込アリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第二百八十八條ノ十中「若ハ額面」を削る。

第二百八十八條ノ十二中「株式申込証」の下に「若ハ新株引受權証書」を加える。

第二百八十八條ノ十四に次の一項を加える。

第二百七十五條第四項及第二百七十七條第二項ノ規定ハ新株引受權証書ヲ發行スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十四條ノ二に次の一項を加える。

会社ノ資本ハ額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトニ因リテ変更セス

第三百四十一條ノ三に次の一号を加える。

五 株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第三百四十一條ノ四第二項第四号中「前條」を「前條第一号乃至第四号」に改める。

第三百四十一條ノ六中、第二百二十二條ノ五第三項」を削り、同條を第三百四十一條ノ七とし、

第三百四十一條ノ五の次に次の一條を加える。

第三百四十一條ノ六 第二百二十四條ノ三第一項

ノ期間内ノ転換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ期間内ハ議決権ヲ有セス

会社ガ總會ニ於テ議決権ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為メ第二百二十四条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後ノ転換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ總會ニ於テ議決権ヲ有セス

第三百四十八条から第三百七十四条までを次のように改める。

第三百四十八条 定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定テ設クル場合ニ於テハ其ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ拘ラズ総株主ノ過半数ニシテ発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

前項ノ決議ニ付テハ第二百四十二条第一項ノ株主モ亦議決権ヲ有ス  
転換社債ヲ発行シタル会社ハ転換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間經過前ニ於テハ第一項ノ決議ヲ為スコトヲ得ス

第三百四十九条 前条第一項ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ先チ会社ニ対シ書面ヲ以テ同項ノ定テ設定ニ反対ノ意思ヲ通知シ且總會ニ於テ之ニ反対シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

第二百四十五条ノ三及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第三百五十条 第三百四十八条第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨及其ノ期間内ニ提出セラレザル株券ハ無効トナル旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ス

第三百四十八条第一項ノ定テ設定ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ  
第三百七十八条ノ規定ハ第三百四十八条第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十一條乃至第三百七十四條 削除  
第四百八条に次の二項を加える。

合併後存続スル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ合併ニ因リ消滅スル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ消滅スル会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八条第一項ノ規定ニ依リ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ其ノ旨ヲ定ムル場合ニ於テ合併ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキ其ノ会社ニ付亦同シ

前項前段ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ付テハ存続スル会社ノ定款ニ同項ノ定アル旨ヲ第二項ノ通知及公告ニ記載スルコトヲ要ス

第四百十條第一號中「其ノ種類及數の下に」株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルトキハ其ノ規定」を加える。  
第四百十二條第一項及び第四百十三條第一項中「第三百七十九條ノ処分ヲ為シタル後」の下に「第三百五十條第一項ノ手続ヲ為シタルトキハ同項ノ期間ノ満了後」を加える。

第四百十六條に次の一項を加える。  
第三百五十條第一項及第三項ノ規定ハ第四百八條第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第四百九十八條第一項第九號中「第二百八十條ノ六」の下に「第二百八十條ノ六」を「株式申込証」の下に「新株引受権証書」を加え、同項第十六號を次のように改める。

十六 第二百二十六條ノ二第二項ノ規定ニ違反シテ株主名簿ニ記載ヲ為サズ且株券ヲ寄託セザルトキ  
附則  
(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、商法第百八十八條第二項第五號、第二百五條、第二百三十三條から第二百三十一條まで、第二百二十三條第一項、第二百二十九條、第二百八十四條ノ二及び第四百九十八條第一項第十六號の改正規定、同法第二百二十六條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三

項及び第四項の規定は、昭和四十二年四月一日から、同法第三百四十一條ノ六の改正規定、同條を同法第三百四十一條ノ七とし、同法第三百四十一條ノ五の次に一條を加える改正規定並びに次項及び附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
2 この法律による改正後の商法(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の商法(以下「旧法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 昭和四十二年四月一日前における株式の移転又は株券の取得については、同日以後も、なお旧法第二百五條及び第二百二十九條の規定を適用する。ただし、同日以後の株券の占有につき新法第二百五條第二項の規定を適用することを妨げない。

4 昭和四十二年四月一日前に発行された株券を同日以後に取得した者が、裏書の連続又は株式の譲渡を証する書面の整齊につき調査をしなかつた場合においても、新法第二百二十九條の規定の適用については、その調査をしなかつたことをもつて、悪意又は重大な過失があつたものとする。ことはできない。

5 新法第二百三十九條第六項及び第二百三十九條ノ二の規定(新法第百八十條第三項及び第四百十三條第三項において準用する場合を含む。)は、この法律の施行の日から起算して二週間内の日を会日とする株主總會又は創立總會における議決権の行使については、適用しない。

6 この法律の施行前に新株の発行の決議があつたときは、その新株の発行に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた旧法第二百八十條ノ二第二項の決議において定めた株式の発行に關しても、同様とする。

7 新法第三百四十一條ノ六第二項の規定は、同項の一定の日がこの法律の公布の日前であると

きは、適用しない。  
(非訟事件手続法の一部改正)  
8 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四號)の一部を次のように改正する。

第二百二十六條第一項中「第百七十八條」の下に「第二百四十四條ノ四第一項」を加える。  
第三百二十二條ノ二第二項中「第二百八十條ノ十四」を「第二百八十條ノ十四第一項」に改める。  
第三百三十二條ノ六第六項中「同法」の下に「第三百四十九條第二項及び」を加え、同條の次に一條を加える。

第三百三十二條ノ七 商法第二百五條ノ四第一項(同法第二百五條ノ五ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ申請ニ対スル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ裁判所ハ株主又ハ競売若クハ公売ニ因リ株式ヲ取得シタル者及ビ取締役会ガ譲渡ノ相手方又ハ其株式ヲ買受クベキ者トシテ指定シタル者ノ陳述ヲ聴クベシ

第二百二十九條第一項、第二百二十九條ノ四及ビ第三百三十二條ノ五第三項ノ規定ハ前項ノ裁判ニ付キ之ヲ準用ス  
第三百三十五條ノ九第一項中「第三百三十一條ノ六」を「第三百三十二條ノ七」に改める。

(有限会社法の一部改正)  
9 有限会社法(昭和十三年法律第七十四號)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項から第五項までを次のように改め、同條第六項、第七項及び第八項後段を削る。

社員ガ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ社員ニ非ザル者ニ譲渡サントスル場合ニ於テハ社員總會ノ承認ヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社員ハ会社ニ対シ譲渡ノ相手方及譲渡サントスル出資口數ヲ記載シタル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認セザルトキハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得前項ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ社員總會ハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ商法

第二百四十四條ノ二第二項後段第三項、第二百四十四條ノ三第一項乃至第三項及第二百四十四條ノ四ノ規定ヲ準用ス

社員ニ非ザル者ガ競売又ハ公売ニ因リ持分ヲ取得シタルトキハ其ノ者ハ会社ニ對シ取得シタル出資口數ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ承認セザルトキハ其ノ持分ヲ買受クベキ者ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第二十三條第二項中「第十九條及」を削る。  
第六十三條中「第四百八條」を「第四百八條第一項乃至第三項、第四百八條ノ二」に改める。  
(有限会社法の一部改正に伴う経過措置)

10 この法律の施行前にこの法律による改正前の有限会社法第十九條第二項(同法第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知があつたときは、その通知に係る持分の譲渡又は買入れについては、なお従前の例による。

(外資に関する法律の一部改正)  
11 外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三號)の一部を次のように改正する。

第十七條の二第一項中「新株の引受権に基き新株が割り当てられたときは、その割り当てられた」を「与えられた」に改め、同條第二項中「前項の」を「新株引受権証書が発行される場合を除き、前項の」に改める。

(株式会社法の再評價積立金の資本組入に関する法律の一部改正)  
12 株式会社法の再評價積立金の資本組入に関する法律(昭和二十六年法律第四十三號)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「並びに一定の期日」を「一定の期日」に改め、「失うべき旨の下に」並びに株主の請求により新株引受権証書を発行すべき旨を定めたときは、その旨を加え、同條第二項中「株式申込証」の下に「又は新株引受権証書」を、「第二百八十八條ノ六」の下に「又は第二百八十八條ノ六ノ二第二項」を加える。

第九條第二項中「前項の」を「新株引受権証書が発行される場合を除き、前項の」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(新株引受権証書)  
第九條の二 前條第一項の新株の引受権については、第三條第一項の決議において、株主の請求により、又はその請求によらないで新株引受権証書を発行すべき旨を定めることができる。

第十條中「前條の規定により」を削る。  
(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正)

13 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百十二號)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「商法(明治三十二年法律第四十八號)第二百四條の規定にかかわらず」を「定款をもつて」に改め、「であつて取締役会が承認をしたもの」を削り、同項に後段として次のように加え、同條第二項を削る。

この場合には、株主が株式会社の事業に係るの者であることとなつたときは、その株式を株式会社の事業に係るの者に譲渡しなければならぬ旨をあわせて定めることができる。

第二條第一項中「前條第二項」を「前條」に改め、同條第二項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八號)」を加え、「前條第二項」を「前條」に改める。

第三條中「第一條第一項」を「第一條」に、「同項」及び「同條第二項」を「同條」に、「株式の譲渡の制限に関する規定」を「定め」に改める。

第四條中「第一條第一項」を「第一條」に、「同條第二項」を「同條」に改める。

(会社更生法の一部改正)  
14 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二號)の一部を次のように改正する。

第二百五十五條第三項中「第二百八十八條ノ十」を「第二百八十八條ノ十四第一項」に改め、同條第四項後段中「この場合において」の下に、「同條第一項中「株主」とあるのは、「更生債権者、更生担保権者又は株主」とを加える。

(商業登記法の一部改正)  
15 商業登記法(昭和三十一年法律第二百二十五號)の一部を次のように改正する。

第八十六條の次に次の一條を加える。  
(株式の譲渡制限の登記)  
第八十六條の二 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、商法第三百五十條第一項の規定による公告をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第九十條に次の一號を加える。  
五 商法第四百八條第四項の場合には、同法第三百五十條第一項の規定による公告をしたことを証する書面

理由

株式会社の運営の安定を図り、株式の譲渡の手續を合理化し、株式会社の資金の調達を容易にし、その方法を適正にする等のため、株式の譲渡につき取締役会の承認を要することとすることができるとし、株式の譲渡は株券の交付によることとし、株主にその新株引受権の譲渡のみを開き、新株発行の手續を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大久保委員長 本案についての趣旨の説明は、お手元に配付してあります資料によつて御了承願うこととし、これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。只松祐治君。

○只松委員 今回の商法の一部改正は、表面上は株主の保護という名前がつけられて、そういうふうなことが言われておるわけですが、實質上は現在一般のいわゆる資本家と申しますか、株主とい

うものではなくて、経営権というものが過大な力を持つてきております。その経営に参加して、いわば大株主の保護をますます強める、こういう結果をもたらすのではないかと、こういうふうに思われるわけですね。個々の条文は法務委員会各位の御審議にゆだねることにいたしまして、私は大蔵委員会のほうの立場から、いかに現在でもなおかつ経営権が過大で、零細株主というものがひどい目にあつておるか、いわば粉飾決算の問題をも兼ねまして、そういう面から御質問をしてみたいと思います。

まず、抽象的なことをお尋ねいたします。もちろん私たち社会党でございますから、資本主義そのものには賛成いたしません、しかし、現在に残念ながら資本主義社会なんです。資本の権の行使といふものが行なわれていくわけなんです。しかし、とは言つても資本主義でなく、資本、経営、労働といふふうには、おのおのの権利が分かれて資本主義経済といふものが行なわれていく。しかし、實際上は、この経営権といふものが、いま申しますように非常に過大になつてきておりました。資本、特に零細資本といふのはほとんど無視されておる。あるいは労働という立場も、きわめて否定されてきております。抽象的になつてたいへん恐縮でございますが、冒頭にさういふものの一つとして、経営権が会社の経理内容を自由自在にしておるわけですね。いわば、一言で言うならば、粉飾決算をほとんどの会社が行なつておる。これは、大蔵の証券局に出しております決算と、それから大蔵の同じく国税庁に出しております税務報告とが、ほとんどの会社が違つておるといふことが端的にそのことを明らかにしておる。これは税務署に報告しておるものが正しければ、商法上の違反になるわけですね。それから証券局に報告しておるものが正しければ、税法上の違反になることは、私たちが大蔵委員会たびたび指摘してきておるとおりであります。たまたま山陽特殊鋼といふようなあまりにもばかばかしい粉飾決算の実態が出てまして、初めて刑法上の適用があつたわけですね。



あります。その次は極端に下がりまして、エルマ・E・ウェルティという人が三・〇二%ということでございます。あとは一%前後の株主でございます。株主数は、去年の六月三十日現在で六百三十九名になっております。役員は、会長がクラーク・E・テラー、社長は三島通隆、こういう人になっております。

○只松委員 いま文書を読んだのはその一人ですが、この会社はいま六百三十九名六百四十名ぐらゐの株主がおられるわけです。経営に参加されておられる人は、それなりの給料をもらったりなんかいろいろしているわけです。全然経営に参加しておられない単にこの株を持って六百有余名の人というの、最高八千円ぐらゐの株をつかまされて、そして現在五百円前後の株でどうしようもなく、十分の一度に下がって困っているわけですね。会社にいろいろかけ合つても、どうにもならない、こういう状態でございます。これを百株、二百株と買つて、七十万あるいは百四十万というような金をすつた人も、たくさんおいでになるわけです。いわゆる経営権があまりにも過大で、経営者がかつて気ままなことをしますと、弱小資本家というものは非常に困難な目にあつたというこの端的な一つの例でございます。それに、これには当然粉飾決算というのが行なわれております。

それから、これはどうもまだ時間がございませんで、的確にとらえていないわけでございますが、この株の発行額は五百円でございすね。十株券のやつが五千円で出している。この発行當時も、関係会社の帳簿等を見ますと、いろいろ問題があるようでございます。一説には、これは全部が全部発行されないで、一部の株券しか実際には発行されない。そうしてたとえば五百円の額の株券のやつを千円以上のものに見積もつて、そこである会社がそこに払い込んでしまった。残つた実際上払い込まない株というのを適当に分けた、こういうようなこともいわれておるわけですが、私はその確証を今日この席上で断言し得ません。

せんで、いわれておるといふ程度にとどめておきますけれども、発行當時からそういういろいろなことがいわれておる。そういう不確定な前提でたいへん申しわけないわけでございますが、そういうことで、会社の設立に際して発行する株が――その前に、もし証券局のほうで発行當時のそういう状況を、私もそこまで前に質問を示していませんので、あるいは調べてないかと思ひますけれども、おわかりになったら、ちよつとそこそこをお聞きしておきたい。

○加治木説明員 先ほど申し上げましたとおり、私のほうは証券法上の手続がとられました以後の数字等を把握しているものでありまして、発行當時どういふふうに行なわれましたか、ただいまのところ、承知いたしておりません。

○只松委員 これはこの会社だけではなくて、大体一般的にも、そういう会社設立に關していろいろな操作が行なわれておることは、御存じのとおりでございます。そういたしますと、商法上の、たとえば商法の百七十七條に關する問題であるとか、あるいは払い込み金額が過大になつておれば、二百八十五條ノ六の問題だとか、いろいろな問題が出てくるわけです。しかし、實際上粉飾決算の問題でさえも、刑事犯罪と違ひまして、商法上のこういう問題は、刑事事件、民事事件、いわゆる犯罪要素を確定するといふことは、なかなか困難になつてくるわけです。ましてこういう会社の設立、発行、その後に行なわれる株の操作、大株主や何か等に対するこういう操作といふのは、的確にとらえることは絶無と言つていいほど、これは困難なしわざでございます。しかし、実際上はそういうことが行なわれておるやに私は聞いております。この問題も、もう少し私は時間をかけて明らかにしたいと思つておられますけれども、法務省のほうにおいて、株の発行當時にこういう違法行為があつたというやうなことを、いままです探知されたことがあるかどうか、あるいはそういう問題についていままです監視をされたか。何か不正な行為が行なわれたか。こ

れは言いますように、刑事事件やほかの民事事件と違つて、犯罪構成要素といふものを見出すことは、なかなか困難でございますけれども、一般的に株主保護という立場からいふならば、そういうこともきわめて微妙なことではございませんけれども、重要な問題でございますので、お聞きをしておきたいと思ひますが、いかがですか。何かありますか、こういう事件が。

○津田政府委員 ただいまお尋ねの会社につきましては、昨日御質問があることを承知いたしました。若干のことは証券局その他から資料を得ておられますけれども、檢察庁の系統におきましては、ただいま何らこの事件についての問題はございません。御承知のとおり、会社のかような事件につきましては、よほど確実な捜査をし得る端緒がなければ、この捜査に着手するといふことについては、いろいろの反響もありますので、慎重を要する問題だと考えております。したがひまして、確実な捜査の端緒を得れば、当然これは捜査すべきものと考へておりますが、現段階におきましては、この会社については、何ら檢察庁の問題とはされておられません。

○只松委員 この会社だけでなく、一般的に株の発行當時にいろいろな操作があるやに聞いておるわけなんです。そういう点で、いままです事例がございすかどうか。あれば教えていただきたい。なければ、こういうものはむづかしくて全然できないといふこともあつてございす。さういふことが、ひとつお教えをいただきたいと思ひます。

○津田政府委員 一般的に申しまして、預け合ひに關する事件でございます。目論見書に關する不実記載の事件、これは従来もやつた例がございす。したがひまして、さういふものが他の事件の捜査の間に端緒を得れば、当然これはやるべきことであります。さうでなくとも、端緒さえ得れば当然やることであります。全然そのやうな事件をやつていないといふことではございせん。預け合ひの事件は、過去においてしばしば

やつた例がございす。

○只松委員 そこで、仮定のことになりましておそれ入りますけれども、要するに五百円株券をたとえば千二百五十円で払い込んだ、こういうことになりまして、これは当然にいま私が命令を、二引用いたしましたような商法問題が出てくると思ひます。したがひて、こういう点に關しまして、私も調べますけれども、いろいろ大蔵省から出ております大蔵省管掌のやつや、会社自体から出ております報告書等を見まして、なかなかあちこちつじつまの合わない、納得のいかない問題があるやうなので、ひとつ御調査をお願いしておきたいと思ひます。

それから、この会社の監査報告書を見しても、この監査された方々がいろいろ否認をされておられます。たとえばここにあげておるやつだけを見ても、幾つかありますが、「売上高の計上について」「売上高二億一千四百萬圓中約三千三百萬圓の繰上計上が含まれており、この結果、当事業年度の財務諸表は次のような影響を受けている。イ、売上高の過大表示約三千三百萬圓、ロ、売掛金の過大表示約三千三百萬圓、ハ、売上原価の過大表示約一千八百萬圓」等々のやうに、この経理内容を、なかなか公認会計士さんは――いま別室で大蔵委員会がありまして、公認会計士の問題が論議されておりますが、もう少し公認会計士の力を強くしよう、こういうことの趣旨でございます。強くしようといふくらい、現在公認会計士さんの立場は弱いわけですが、その弱い公認会計士さんが、こういうこの会社の不正を堂々と指摘をしておるわけでありまして、この弱い公認会計士さんが指摘するくらいですから、中にはもっと複雑怪奇といひます。あるいは不正なものがあるだらう。したがひて、私は八千圓からした株がいま二百五十圓に下がつたり、五百圓に下がつておる、こういうことになると思ひます。直接監督に当たられておる大蔵省のほうにおいて、この会社の内容、したがひて、また株がどうしてこんなに暴騰したり、暴落したか、何かそこ

に操作されたような要因があるのではないか。あるかないか、ひとつお知りの限りお答えをいたしたいと思ひます。

○加治木説明員 株価変動の原因は、私からの確に実は御説明申し上げる能力を合わせ合せておりませんが、確かに当初かなり高く、五百円株ではありますけれども、評価されたわけで、最近では五百円前後という、そういう変遷を示しておるようであります。まあ会社の内容等があるいは当初相から大きく期待されておった、あるいは需給関係から一般に売り出された株式数が少なく、大きな期待でもって需要はかなり殺到しているというところでありまして、会社の内容以上に評価されることとあるわけでありまして、その間に不当不正というところが行なわれておりますれば、これは当然証券法の問題になるわけでありまして、ただいまのところ、そういう意味での不正が介在しておったという事実は把握されておられません。会社の内容について粉飾があるかどうか、実は私のところでは、現在のところまだ粉飾の事実は把握されておられません。また、かりにそういういろいろな情報あるいは報告書の数字等から、不審な点があれば取り調べてみたいと思つておりますが、まだその辺のところもはっきりきめかねております。

○只松委員 これは、こういうときにはあなたのほうに出ると思つておりますが、「新株式発行目録見書」というのが会社から出た。これによつて公認会計士がいろいろ忠告している、こういうことやなんか、全然御存じなかったですか。

○加治木説明員 三十六年の八月から三十七年の一月について、御指摘のような公認会計士の意見が付された報告書が出ております。こちらで証取法上の増資の手続をする際の目録見書の段階では、一応不審な点はそのとき発見されなかったというところだと思つております。これは直接財務局でやつておりますけれども、もしそういうことがありますれば、当然所定の手続をとって訂正させるなり、あるいは届け出書の効力発生をどう定めるなりするはずでありますけれども、増資が行な

われているという実績を示しておりますので、不審の点が当時は発見されなかったのではないかと思ふのであります。

○只松委員 この株式は、三十七年の三月に公開されているのですか。そのとおりですか。

○加治木説明員 ちょっと公開の時日ははっきりいたしません、三十七年五月二十八日に増資の届け出書の効力が発生いたしておりますので、その以前に公開されておらなければならぬので、多分そういうことだったと思ひます。

○只松委員 三月に公開して、これは三十七年一月三十一日の決算でございまして、結局公開の前にこういう粉飾決算を会社側が出してきたわけですね。それで、その弱公認会計士さんでさえも、あまりにも粉飾の度が過ぎるということで警告を発しておるわけなんです。それで、そのときの株価をどんどん上げておる。関係しておる会社は金十証券ですが、ここで操作をやつたわけですね。そういう株価を操作するというのはこの一社だけではございませぬけれども、非常に微妙で、単に一般論でなくて、時期というものがきつて重要なやつてくる。それと粉飾した時期というものが問題になってくるわけですね。一般論で、何でもないとときに粉飾したというのと、そういう売り出しとかあるいは何か株価をつり上げるというときに粉飾したのでは、たとえばこれは六百名からの株主に与える影響というのは、全然違つてくるわけですね。こういう一般論で論じましたり、事実を抜きにして論じて、なかなかびんと討論に焦点が合つてこないのですが、したがつて、ほんとうは当事者を連れてきて、何月何日に株を買つてどうしたというものでないか、なかなかびんと論が合つてこないと思ひますけれども、そういうことはなかなかできませんから、私は一般論的なことを言つておるわけですが、いまこの決算と株の発行時期、そういうものの一点だけを見ましても、それで証券会社等のことをいろいろ私が聞いておる範囲のことを考えても、きわめて悪質な、と申しますか、操作、粉飾というも

のが行なわれておる。こういうことになって、そして第三者の善良な株主に、いま私が冒頭に読み上げましたように、たいへんな迷惑を及ぼしておる。百株買った人でも、七十五万円を買つておるわけですね。それがいまわずか五万円ぐらゐにしかならない、こういう形になりますと、これはへたなそこいらのどろぼうや何かよりよっぽど悪いんです。そういうことが巧みに株式市場を通じ、あるいは商法を悪用して行なわれておる。こういうところに、私たちは、一番最初に言いましたように、資本主義を否定しませんが、憤りを感ずる。こういうことは、ほんとうは社会党の私でなくて、自民党の方が質問されるのが、本来ならば健全な資本主義を育成するために当然じゃないか、私たちが質問するのは多少場違いかと思ひますけれども、あまりにもこういうことが公然と行なわれ過ぎておるといふことで、私も多少憤りを感じまして、この一例を引いて——先ほどから申しますように、もっと悪質なものを持っております。それは金融機関も加つた問題で、完全な粉飾決算を行なっているのがあります、それはもう影響が大きいので、私はきょう出さないわけですが、まあ千円が五百円に下がったというなら、経済の変動でいろいろな、社会党が指摘をしておるようにならぬ政策の失敗で、それはなるほどというところはありますけれども、八千円のもの、二百五十円まで落つちるといふことは、あまりにも操作がひど過ぎる。こういうことを全然証券局も知らなければ、どこも知らない、やみからやみへ葬られるというのでは、あまりにも日本の資本主義社会というものは不健全過ぎやしないか、こういうことを私は思ふわけです。

そこで、まあきょうあなたのほうも詳しく調べてきておいていただければ、また他日でもけつこうでございませうけれども、この株の発行時期、それからその当時の会社の経理内容、粉飾決算、そういうものについて、お知りならば教えていただきたいし、知らなければまた他日教えていただきたいと思ひます。

○加治木説明員 私のほうは、証取法上の手続をとられた三十七年、その後の計数を把握しているだけでございまして、当初設立の当時にどういふことが行なわれましたか、あるいはまた増資の際に、ちやうどまあそのころ、三十七年でございしますが、公認会計士から指摘されておるような事項があるのではありませんが、その報告書が参つたのはだいたいあとになっておりましたので、その段階ではそういう事実は承知していなかったといふこととてございします。お尋ねの確な資料は、ただいま持ち合わせがございません。

○只松委員 法務省のほうとして、まだこれは捜査もされておられませんし、あれですが、ぼくはまた特にこの会社だけに限るわけではございせんが、これが事実としたしまして、こういう悪質なものがあれば、私は当然に、一般の健全な資本主義社会における会社経営と違つて、やはりこういうものは取り締まつていかなければならないと思ひますけれども、それに対する御方針なり、具体的にこういうものがあつたならば、どういふふうにするか、お考えを聞いておきたい。

○津田政府委員 かような会社の計算をめぐる諸般の犯罪は、もちろん商法に規定されておりますし、その他証券取引法にも規定されておるわけとてございします。御承知のとおり、山陽特殊鋼につきましては、これにつきまして捜査をし、起訴もしろといふことになつたわけでございます。先ほど申し上げましたようにやはりかようなものにつましましては、株主、債権者その他の保護のために十分徹底的な取り締まりを行なわなければならぬことは、私どもとして十分考へておるところでございます。しかしながら、問題のむずかしさというものはやはり一般の犯罪に比べるべくもない点が多々ありますし、ことに捜査に着手してからの諸般の影響というのを考へますと、相当慎重を期せざるを得ない面も多々あるわけでありまして、したがひまして、先ほど申し上げましたように、確実な捜査の端緒があれば、当然これは捜査に着手するわけで、そうでなくとも、常時諸般

の情勢あるいは犯罪等からかような問題の捜査の端緒を得ることに努力すべきことは当然であると考へておるわけでございますが、現段階におきましては、さような意味におきまして、大蔵省の証券局等ともある種の連絡をとっておる次第でございます。山陽特殊鋼以後、これらの問題が少しずつ出てまいっておりますので、それらにつきましても、十分できるだけのことはしたいというふうに考へておる次第でございます。

○只松委員 まあ私はさきにも申しましたが、こういう粉飾決算の問題とやらはなすのは、税務署、国税庁の關係でございます。したがって、こういうふうな赤字でありながら黒字のように出したりして、証券局に報告をする。証券局監修という名のもとに、いろいろ会社の報告書というものが出されておる。一方、国税庁のほうには、赤字だということと税金は一銭も納めない。こういうことが公然と行なわれているので、もう少し、いかに証券局の問題あるいは国税庁のほうで秘密事項があるといつても、そういう問題については連絡し合つたらどうか。これは徴税上の問題もありまうけれども、株主保護なりそういう面からもあるわけですね。一般論的にもぜひひとつの国税庁のほうでそういう点をお願いいたしますが、この会社のいままでの、発足以来いたしてたつておりませんが、発足以来の納税状況等おわかりになりますか。わからなければ、後日資料としていただきたいと思います。

○泉政府委員 お尋ねの法人につきましては、最近赤字のようでございます。三十九年六月以降は、決算上も赤字でありますし、申告所得もわずか四千円程度であります。それ以後は、決算も申告も赤字のようでございます。それ以前の、お尋ねの三十七年一月当時につきましては、あいにく手元に資料がございません。もし御必要がございますれば、後ほど調査いたしたいと存じます。

○只松委員 資料としてひとつお願いをいたしておきたいと思ひます。

堀委員もお見えになりましたので、次の問題に移りたいと思ひますが、まあ名前をあげた会社だけが悪いのじゃなくて、こういう類似の会社はたくさんあるわけでございます。名前をあげた会社にはたいへん申しわけなく思つておりますけれども、一般投資家保護という立場から見れば、もつと直接の証券局あるいは国税庁、あるいは間接的でございますけれども、法務省等において、ぜひこういう問題について、一般の、いわばどうしようもないのだから、こういう株主が投資をいたしましたように、救いようのない問題であるだけに、ひとつ慎重であるとともに、きびしい態度をもつて臨んでいただきたいことを要望いたしまして、この問題の質問を終わりたいと思ひます。

次に、同じようにやはり弱小株主なり、あるいは弱小といわなくても、この場合は株主の力が弱いために、今度は大蔵省、法務省等の中において、同じような問題が出てきております。これは決算時期の確定の問題でございますが、国税通則法の十五條の二項ですか、そうすると、これは決算日に確定することになっております。それはから商法上も、これは昭和三十三年の改正商法施行法四十九條の命令という形でございます。ところが、法人税法上は株主総会の日という形になって、日本の国内法でも税の確定日が違つておるわけなんです。この前私は大蔵委員会で一ぺん質問をして、できるだけすみやかに統一をしたい、こういう御返事があつたわけでありまして、いま、実際はこの決算日が徴税上の問題としては適用されておるわけですね。ところが、ほんとうは株主の力が強ければ、決算日以後株主の配当の問題あるいはいろいろ問題について株主総会の変更されることがある。変更されることがあるとするならば、当然変更されることのある株主総会の日ということが理論上は正しい、こういうことだと思います。

これはアメリカあるいはドイツ等々によつて学説上もそれぞれ違い、実際上の問題もあつて、その国によつて違つておるようでありまうけれども、

ただ国内において、日本においてそれを別々にしておくというのは、いかかと思ふのです。まあ説がいろいろありますけれども、法規は一本化しなければならぬ、こう思ふのです。ひとつそれぞれ国税庁なり法務省の御見解を聞きたい。

○泉政府委員 先般大蔵委員会におきましてお答え申し上げましたように、国税通則法第十五條の第二項におきましては、法人の納税義務は事業年度終了のときに成立するということをいつておるわけでございますが、問題は、納税義務はそこで成立するわけでございますが、その税額の確定はどうかという点、通則法の十六條のほうにおきまして、申告納税方式と賦課課税方式とある。法人税は、御承知のとおり、申告納税方式をとつておりますので、申告納税方式におきましては申告によつて確定するのだ、こういうことをいつておるわけでございます。問題は、法人の利益というものは、事業年度開始の日から事業年度終了の日までの間の損益の取引がありまして、それが集積した結果、事業年度末において幾らの利益がある、あるいは幾らの欠損があるということになるわけでありまして、自後に株式総会におきまして決定いたしますのは、その事業年度中のそういった取引について、事後的に事業年度末において幾らの利益がありあるいは幾らの欠損であつたかということを確認する行為であるといふふうに考へられるわけでございます。したがつて、事業年度が過ぎて何日——最高限二カ月になるわけでございますけれども、その間の収支というものがそれに影響するわけではない。もちろん会社の経営者が作成いたしました決算の確定案が、株主総会においてくつがえされるといふことはあり得るわけでございますが、そうした場合には、それは、それは事業年度末のその法人の収益または欠損の状態を確定するのには、経営者のつくつた決算確定案が適正でなかつたということに基づいてそういうことになるわけでありまして、あくまでも事業年度末におけるその法人の収益あるいは欠損の状態によつてきまるといふことになるものと考えております。

また、御承知のとおり、法人税におきましては、現在租税特別措置法によりまして、配当分に対する法人税率が軽減されております。したがって、株主総会において配当金額がきまらないうち、その配当分に対する軽減税率の適用所得金額がきまりません。したがつて、現実の問題といひますと、その配当金額がきまつた後、初めて適用税率の区分とその対象金額がきまつたというところになるわけでございます。しかし、事柄はあくまでも事業年度末において客観的に生じておるところの法人の収益あるいは欠損というものを基礎にいたしまして、それから配当可能利益というものが出来まして、それに基づいて税率の適用区分に応じて納付すべき税額というものが確定してまいり、このように考へておるのでございます。

○新谷政府委員 商法上の決算と申しますのは、各会社の営業年度の最終日におきまして、その営業年度中の損益を見まして、その結果を締めくくつて決算という形になるわけでございます。これが、その後若干日のスレはございまして、けれども、株主総会におきまして承認されて確定する、こういう段取りになるわけでございます。したがつて、決算はあくまでも営業年度の末日でありまして、決算日当日を基準にいたしまして決算が行なわれるというところになるわけでありまして、先ほどの国税庁長官の税法上の問題につきましても、課税の対象は、決算日におけるその決算額を基準にして行なわれるのでございまして、商法上の決算と税法上の決算の間に食い違いはないと考へるわけでありまして、ただ、先ほどのお話のように、利益配当金につきましては税法上の扱いについては、これは決算日以後にそういう問題が起きてまいりますので、これは税法上の特別の問題であらうかと思ひます。これは税法上の特別の問題であらうかと思ひます。決算そのもののつきまはしては、商法あるいは税法上の食い違いはない、このように考へております。

○只松委員 しかし、これは株の配当もそれになるわけですが、仕事上というか、事業上という

ただ国内において、日本においてそれを別々にしておくというのは、いかかと思ふのです。まあ説がいろいろありますけれども、法規は一本化しなければならぬ、こう思ふのです。ひとつそれぞれ国税庁なり法務省の御見解を聞きたい。

○泉政府委員 先般大蔵委員会におきましてお答え申し上げましたように、国税通則法第十五條の第二項におきましては、法人の納税義務は事業年度終了のときに成立するということをいつておるわけでございますが、問題は、納税義務はそこで成立するわけでございますが、その税額の確定はどうかという点、通則法の十六條のほうにおきまして、申告納税方式と賦課課税方式とある。法人税は、御承知のとおり、申告納税方式をとつておりますので、申告納税方式におきましては申告によつて確定するのだ、こういうことをいつておるわけでございます。問題は、法人の利益というものは、事業年度開始の日から事業年度終了の日までの間の損益の取引がありまして、それが集積した結果、事業年度末において幾らの利益がある、あるいは幾らの欠損があるということになるわけでありまして、自後に株式総会におきまして決定いたしますのは、その事業年度中のそういった取引について、事後的に事業年度末において幾らの利益がありあるいは幾らの欠損であつたかということを確認する行為であるといふふうに考へられるわけでございます。したがつて、事業年度が過ぎて何日——最高限二カ月になるわけでございますけれども、その間の収支というものがそれに影響するわけではない。もちろん会社の経営者が作成いたしました決算の確定案が、株主総会においてくつがえされるといふことはあり得るわけでございますが、そうした場合には、それは、それは事業年度末のその法人の収益または欠損の状態を確定するのには、経営者のつくつた決算確定案が適正でなかつたということに基づいてそういうことになるわけでありまして、あくまでも事業年度末におけるその法人の収益あるいは欠損の状態によつてきまるといふことになるものと考えております。

また、御承知のとおり、法人税におきましては、現在租税特別措置法によりまして、配当分に対する法人税率が軽減されております。したがって、株主総会において配当金額がきまらないうち、その配当分に対する軽減税率の適用所得金額がきまりません。したがつて、現実の問題といひますと、その配当金額がきまつた後、初めて適用税率の区分とその対象金額がきまつたところになるわけでございます。しかし、事柄はあくまでも事業年度末において客観的に生じておるところの法人の収益あるいは欠損というものを基礎にいたしまして、それから配当可能利益というものが出来まして、それに基づいて税率の適用区分に応じて納付すべき税額というものが確定してまいり、このように考へておるのでございます。

○新谷政府委員 商法上の決算と申しますのは、各会社の営業年度の最終日におきまして、その営業年度中の損益を見まして、その結果を締めくくつて決算という形になるわけでございます。これが、その後若干日のスレはございまして、けれども、株主総会におきまして承認されて確定する、こういう段取りになるわけでございます。したがつて、決算はあくまでも営業年度の末日でありまして、決算日当日を基準にいたしまして決算が行なわれるというところになるわけでありまして、先ほどの国税庁長官の税法上の問題につきましても、課税の対象は、決算日におけるその決算額を基準にして行なわれるのでございまして、商法上の決算と税法上の決算の間に食い違いはないと考へるわけでありまして、ただ、先ほどのお話のように、利益配当金につきましては税法上の扱いについては、これは決算日以後にそういう問題が起きてまいりますので、これは税法上の特別の問題であらうかと思ひます。これは税法上の特別の問題であらうかと思ひます。決算そのもののつきまはしては、商法あるいは税法上の食い違いはない、このように考へております。

○只松委員 しかし、これは株の配当もそれになるわけですが、仕事上というか、事業上という

か、その決算の確定はその事業年度の終了の日と  
いうことですが、それも株主の力が強いという  
か、意見が相当反映されるということになれば、  
株主が否認する場合もあるわけですね。そういう  
ものは認めないということになれば、株主総会  
で——たとえば政治献金が八幡製鉄で争いが起  
きましたね。これは負けましたけれども、株主総  
会で、その政治献金はだめだ、あるいはこの交際  
費はだめだ、こういう形で株主がそれを否定し  
たします。そういうことも言えると思うので  
す。そういう説をドイツの場合はとっておるよう  
でございすね。だから、どちらがいいかという  
ことを私はここで申し上げておるわけではござ  
いませんけれども、法人税法上は、十八条ある  
は二十一、七十四条それから税法上の基本通達  
の三百四十四、三百五十五、三百五十七等では——私もこ  
れは全部見たわけではありませんが、大体株主  
会という説をとっておるわけです。だから、私  
が言っておるのは、どちらが正しいということ  
も、国内法をそういう解釈によつて、あるいは  
そういう法令を違へないで一本化すべきじゃ  
ないか。法務省は、いまおっしゃったような見  
解のようです。それから通則法上もそういう説  
をとっておりますが、法人税法上はそうでない。  
株主総会にウエイトを置いた通達ではないかと見  
ておる。それを一本化すべきではないかという  
ことですが、法務省もそうだし、あるいは国税  
庁もそうだしというならば、国税庁長官とし  
てそれを一本化すべきではないか、こういうこ  
とを私は言っておるわけです。税理士さん等の中  
にもいろいろ勉強しておる人がおつてどつち  
をとったらいいかというところでけんけんごう  
ごうの論があるように聞いておるわけです。し  
たがって、ここでどちらがいいということより  
も、一本化をするということをお答えいただ  
け、私は、それで目的を達するわけですね。い  
かがなものでしょう。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、法  
人税法ももちろん通則法と同様に、ある事業年  
度

の課税標準であります所得は、その事業年度開  
始の日から事業年度終了の日までにおける損  
益取引の集積の結果、事業年度末の状態にお  
いてそれがきまる、これは商法におきましても、  
税法におきましても同じでございます。ただ、  
繰り返して申し上げますけれども、現在租税特  
別措置法におきまして、配当課税措置をとって  
おりますので、その配当課税措置の適用対象と  
なる配当分の所得、これが株主総会によつて決  
算が承認を得られ、配当金額がきまらないう  
ことになり、その配当分の税額はきまらないう  
ことになり、課税標準である所得そのものは、  
事業年度末の状況においてきまる、ただ、そ  
の所得に適用する税率の区分が、その株主総  
会によつて配当金額がきまらないうことにな  
り、このように考えておるわけでございます。  
○只松委員 いま私が言いますように民間では、  
それぞれの説が述べられておりますので、いま  
法務省あるいは国税庁のほうでは、一本化さ  
れておるという明確な答えがありましたので、そ  
ういう解釈なり、あるいは通達の必要があれば  
通達を出すなりして、ひとつその明確化を願  
いしておきたいと思つておるわけでございます。

以上、私は、株主が株を買って、株を操作す  
る、金もつけをする、そういう者もありますけ  
れども、そういうものに終わつて、実上の資本  
の大きな——経営、労働、資本という一つの  
構成要素としての資本の力というものがきま  
めて減殺されておるだけであつて、ある意味  
では、さつきから申し上げておりますように、  
悪用されておる面もある、こういうことが非  
常に多いわけでございます。しかもこれが犯罪  
要因として取り上げることがきまめて困難だ  
、こういう状況にあることをひとつお考えい  
ただき

まして、今回の商法の改正等におきましても、  
そういう面について、さらに意のある御考慮  
をお願いいたします、私の質問を終わりたい  
と思つておるわけでございます。

○大久保委員長 堀昌雄君。

○堀委員 私は、この商法の一部改正に  
関する法律案について質問をいたします。最  
初に法務大臣にお伺いしたいのです。すな  
わち、この商法の改正というものは一体だ  
れのためにされるのか、それからちよつと  
お伺いしたい。○石井國務大臣 これは経  
済界各方面の要望がございまして、この  
改正をいたしますれば、経済活動が豊か  
になるというのが主眼でございます。同時  
に、この改正をいたすにつぎまして、株主  
の利益も十分考慮しながら、経営者だけ  
でなく、零細株主もあることを念頭に置  
いて、これらのものを守るというのを考  
えていかなければならぬというつもりで考  
えた法律でございます。

○堀委員 大臣も御承知のように、昨  
年の七月まで証券市場が非常に低迷を  
いたしました。そのために実は多数の株  
主が多くの被害を受けた事実があるわけ  
でございます。その被害を受けた株主、そ  
ういう人たちが、その中にはいろいろ問  
題がありまして、うけれども、そういうと  
きに、その人たちに被害を与えた側とい  
うのは、それではどこかというところ、  
ある意味ではやはり発行会社である企  
業の側と証券会社側の適切な指導とか、  
いろいろな問題があつたと思つておるわけ  
でございます。私は、やはり健全な資本  
市場の発展ということを考えるときは、い  
ま大臣のおっしゃったように、経済界の  
要望が常に正しいと限らないと思つて  
おるのです。健全な資本市場の育成は、  
健全な投資家の側に立つてものを考  
えたときに、初めて健全な資本市場が  
できるのだ、私はこう考えておるのです  
が、いまの大臣のお話を聞きますと、ど  
うも経済界の要望とは、いわゆる発行  
会社である企業側と証券会社との要  
望が先にある、そして株主に不利にな  
らない範囲で、このおっしゃつてお  
りますけれども、私

は、これをずっと全体としてながめて見  
ますと、やはりもの姿勢によつて防ぎ得  
ないものがあるのではないかと、基本  
的なもの考え方としては、このよう  
なものの姿勢は、まず株主の利益を最大  
に守り、なおかつ、その中で経済界  
側としての問題のあるところを調  
整する、こうならないと、少しこの  
問題の考え方が主客転倒してゐるの  
ではないか。それがこの前の証券市場  
あるいは資本市場の問題につな  
がっているのではないかと。株主を真  
剣に考えないから、過剰な株式発行  
が行なわれた。あるいは証券会社  
は、推奨販売とかいろいろの形によ  
つて利益を得ようという目的が先行  
したために、不測の被害を多数の大  
衆に与えた。そのことがあの長い証  
券市場の低迷の大きな原因であつた  
。ですから、そういう反省の上に立  
つて商法を考えるとすれば、何はさ  
ておき、まず第一に株主の利益を守  
るという前提で商法が改正されなけ  
れば、私はいままでのわたちをまた踏  
む方向に問題を発展させておそれな  
きようにしなればならぬ。あとで個  
々に具体的な問題を提示してお伺い  
いたしますけれども、もう一ぺんその  
点について大臣の——この中でど  
うも納得のしかねる点がありますけ  
れども、しかし、一番根本的な問題  
は、やはりそういう心がまえによつ  
てこれは、変わつてくることであ  
りますので、その点をもう一ぺん確  
認をさせていただきます。

○石井國務大臣 御説は全然賛成でござ  
います。私が申しました心持ちも、そ  
ういふところにあるわけでございます。  
この商法を改正するに至つた動機は  
どこにあるかというのを申したので  
ございまして、そうしてこれを改正す  
るにあたりましては、日本の国の現  
状を考へまして、どういふうな商  
法の規定が日本の経済界に一番適  
したものであるかという立場で考へ  
べき問題である。それはいまおし  
やうに、私もさつきも申しました  
ように、経済界の経営の面も考へ  
なくてはならないが、株主の利益  
というところもしつ

かり考えなくてはならない。両面とも考え、経済をみんなうまく運営するということを考えていく。それにはどうやっていくか。いままでのいろいろな間違いの点があつたものは間違いのないようにしていかなくてはならないし、それから、不自由であつたものはできるだけ不自由を除いて、そうして経済界の運行がうまくスムーズにいくように、できるだけ法の上で助けてやるというようなことであつて、話のものはどこにありまして、われわれが取り上げるときは、皆さんと一緒に御相談申し上げて、国としてはどうやったら一番いいかという立場で考えていかなければならぬ。どこに偏してということを考えてはならないことは、そのとおり、あなたと同じ考えてござい

ます。

○堀委員 大臣のお氣もちばかりでしたから、それでは、そのお氣もちとこの法案とのやや食い違ひがあるような感じのするところを少し明らかにしてまいりたいと思います。

現行法の二百四條は「株式ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモノヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得」と、きわめて明らかに株式の譲渡というものは自由であるということを行法はうたつておるわけですが、これは一体何を意味しておるかといひますと、株式の譲渡が自由であるということ、株主の意思をここで全体として明らかにしておるわけでありまして、要するに経営権というものは株主の意思に拘束できないという、これは近代的な資本と経営の分離の鉄則をここで明らかにしたわけですね。これは原則論として考えると非常に重要な問題なんです。ですから、ことばの表現をあらんになつて明らかになつて、「株式ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモノヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得」という非常に簡明、明確な表現になつておるのです。それが今度は「株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得」、これはどうですかね。「譲渡ス」と「得」というのは、してもよろしい、しかし原則はしなくてもいいんだという感じなのです、ここへ来ると。その先へ進む前に、まずそれが、

「株式ハ之ヲ他人ニ譲渡ス」というのと「制限スルコトヲ得」という法律上のことばの扱ひからわれわれが受ける印象なのですが、これはこれまでと完全に反対になつてくるわけですね。経営権が株主を拘束することがたてまえであつて、しかし例外として譲渡してもよろしい。私は、商法にこういう規定をするなどというものはもつてのほかだと思ふのです。いま資本主義ですから、資本主義というものは、少なくとも株式会社というものが主体となつて企業は運営をされておる。その株式会社の株主権をこのように低く見て、経営権に全権を与えたような法律の書き方というものは、私はけしからぬと思ふのです。あなたのいまおつしやつたことは、ここでは全然違ふのですよ。そうじゃありませんか。まず株主の利益を考へるといふことが現在の資本主義社会なら当然のことなんです。にもかかわらず、「株式ハ之ヲ他人ニ譲渡ス」といふのは、してもよろしいということですよ。してもよろしいといふことは、しないのが原則だといふことの裏側の意味に了解できるわけですね。大臣どうですか。これはもつてのほかだと私は思ふ。

○石井國務大臣 これが今度の改正の問題点の一つであり、また大きな点だと思つしやるとおりだと私も思ひます。しかし、この改正法がいまのよう

に自由に動かしていいというように直る前に、きまして会社の状態はどうであつたかといふことは、御承知と思いますが、約八五%からの会社が譲渡制限の定めをしておつたといふことを私は承知しておるわけでございます。株式はたてまえとしては自由にしたほうがよろしいという法則に従つていまの法律によつてそうなつたわけでございます。しかし、わが国の実情から見ますと、どうも株式会社、同族会社その他閉鎖的なものが相当多い、株式の譲渡を制限して運営の安定をはかりたいといふものが相当強いという実情も私も考へなくてはならないといふようなことを考へまして、今度のような改定を考へて皆さん方の御了承を得たいといふことで提案したわけでございます。

○堀委員 いま大臣は同族会社がたくさんある、こうおつしやつておられますね。なるほど、いまの日本の実情は、株式会社の数というものは非常にたくさんありますし、同族会社も確かにあると思ひます。あると思ひますけれども、法律のたてまえが、その一部のごく小範圍の、経済行為の比重としてはごく小さな部分にあるもののために原則が曲げられるといふことではないでしょうか。

これは、法務省の事務当局でも証券局でもいいですが、日本の株式の総発行株数の中に占める同族の法人の株数のウェイトを言つてくだされ。

○新谷政府委員 日本の株式会社の数が大体六、七十万あるわけでございます。この中で同族会社がどのくらいあるかといふことは、私どもの確かな数字はつかみ得ません。これは資本金の大小によつて必ずしも同族会社であるとかないといふこともいへませんし、一がい同族会社といふ基準も立てにくいわけでございます。したがいまして、先ほど大臣がお話になりましたように、昭和二十五年の改正以前、譲渡制限を認めておりました當時に八〇%あるいは八五%ぐらいの会社がこの譲渡制限の定めを設けておつたといふ事実から考へますと、大体その程度のものが同族的な会社であつたのではあるまいか、このことは申し上げられると思ひますけれども、数字をいたしまして、どのくらい株式会社が同族会社であるといふことは、申し上げる資料がございません。

○堀委員 それでは一体、昭和二十五年の當時の経済状態、株式会社の数はその当時幾らであつて、その當時の八五%は一体どれだけの株式会社の数で八五%でなくて、私のいつてゐるのは株主の問題ですから、株主の数としては、その条件は、當時と今日とはどういふふうになつたのかを明らかにしてもらいたい。ともかく、根拠のないことでこういうことを改めたらつては困る。こういう規定を変更しなければならぬについて、少なくとも計数的に、そのほうが株主が多数で、そうでない者が少数だといふのなら、私はこ

の変更を認めますよ。ごく少数の者のために原則を改めるなんということが民主主義の世の中にあつては、大臣どうでしょう、まずそれからいさしましう。もしこの問題についていまあなたの手元になければ、その資料を正確に出していただいてから私は議論をいたします。いたしますけれども、少なくとも大臣に原則でお伺いしたいのは、これほどの、原則を裏から裏に百八十度変えるのには、その対象になつておる株主、それによつて利益を受ける株主と不利益を受ける株主が出てくるわけですから、このことによつて利益を受ける株主のほうが、日本における株主総数の過半数をこえておるといふ、そういう立証があれば私も考へましよう。しかし、少数者のために多数の者が原則を曲げられるといふようなことが、民主主義の今日あつていいものでしょうか。大臣、その原則論についてちよつと伺ひたい。株主の利益を守るについては私と同感だと思つしやつた……。

○石井國務大臣 原則どおり考へております。

○堀委員 原則は御同感でありましたら、それではひとつ昭和二十五年における制限をしておつた八五%の要するに法人の株主数は當時は幾らであつて、制限をされていなかった一五%の株式会社の株主数は幾らであつたのか、それからひとつ明らかにしていただきたい。

○新谷政府委員 二十五年當時の譲渡制限をしておりました会社の数は、大臣が先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、その会社の株主の数が幾らであつたかといふことは、現在材料がございませんので、残念ながら調べる方法がないように思ひます。

○堀委員 まことに私は、この問題の処理が、そういう科学的、客観的に緻密さを欠いておると思ひます。少なくとも、八五%の会社と一口におつしや五年における株式会社の資本金別の分布総数、八五%の株式会社の分布のあり方ですね。まず数でいきましよう。資本金と数の割合でいけば、御承

知のように株主数はわかりませんが、株式の発行数に応じて大体昭和二十五年当時における株主の平均株所有額というものはあると思います。最近のものは証券局は知っておると思います。一体、最近の日本の株主数がどのくらいあつてというようなことは、当然証券局はわかつておると思います。わかつていなければ、何にもわからぬことについて話を前へ進めようとするということなら、これはもう私、坂本さん、そういう事証がなければ審議できないと思うのです。だから具体的な納得の資材が出てこなければ、私は少数者のための利益を多数の犠牲において法律を百八十度変えるわけにいかぬ、こう思います。ひとつその点説明のできる範囲でいま説明してください。

○加治木説明員 昭和二十五年当時の資材をたまたまいま手元に持っておりませんし、また、うちに正確な御期待のような資材があるかどうかわかりませんが、同族法人ということではわかりませんけれども、昭和三十九年一月末現在で資本金別の会社の数と資本金額がたまたまいま手元にございます。お尋ねの点は、むしろ資本金額で申し上げたほうがよろしいと思うのでありますが、先に全法人でいきますと——全法人でございまして、株式会社がばかりじゃないのでありますが、このとき現在で六兆一千二百億……。

○堀委員 ちょっと待ってください。六兆一千二百億……。

○加治木説明員 資本金です。そのうち一億以上の会社の資本金額、これが約四兆六千億でございます。

○堀委員 証券局に伺いますけれども、一億以上の資本金の会社で同族法人というのがありますか。

○加治木説明員 同族法人というものをどういふふうにつかまえるかでございますが……。

○堀委員 税法ではちゃんと同族会社の規定がございすから……。

○加治木説明員 ちょっと私のほうでは……。

○堀委員 それでは国税庁でも主税局でも……。

○中橋説明員 株式会社の中で同族会社は、総体といたしまして、私どものほうの税法で申します同族会社は、総体の約九五%程度だと思ひますが、その中で一億円以上ないしは一億円超の法人が約四千ございすけれども、その中で同族会社のウエートを、ただいま手元に資材は持つておりませんが、ただいま申しましたような九五%のウエートよりは低いということは言えると思ひます。御必要であれば直ちに資料を取り寄せます。

○堀委員 ちょっと大臣が同族会社とおっしゃいましたけれども、私は、資本金一億以上の会社がこの問題ではメリットを受ける可能性はないと思つておるのです。非常に中小な問題であらうと思ひます。

かりにいまここで出されました資本金の数でいきますと、全法人の資本金六兆一千二百億の中で四兆六千億が一億円以上の資本金の会社である。そうすると株主の総体の数から言へば、これだけで大体明瞭なんではないですか。こういうことの制限を必要とするものはごく少数なんだ。現実の大多数のものは、ここで皆さんの規定されたようなことのできることはなないと思ひます。どうですか、大臣。一億円以上の法人で、その株主総数の半分が出席をしてその三分の二が賛成をするようなことは考へておられるのでしょうか。その点からひとつ考へておられるのかどうか、この適用に入るのかどうか。

○新谷政府委員 ただいまの御質問は、議決制限の定款の変更決議についての問題であらうと思ひます。これは一億円以上でございすし、以下でございすし、とも、株主総数の過半数が出席するということと要件とはいはれておりません。規定の上にもその趣旨は明確にあらわれておると思ひます。ただ株主総数の過半数が賛成をすればよろしいということとございまして、出席の定足数を定めたものではございせん。

○堀委員 三百四十八条の「定款変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定ヲ設ク

ル場合ニ於テハ其ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ拘ラズ株主ノ過半数ニシテ発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ爲ス」ということは、これは株主がたとえ一万人いても十人でもできる、こういうことですか。

○新谷政府委員 十万人の株主がおりまして十人の者が賛成したらいいかということとございすれば、総株主の過半数になりませんので、定款変更の決議は成り立たないことになりす。

○堀委員 ですから、この規定はやはり株主の半分以上が賛成しなければいかぬということでしょう。

○新谷政府委員 そのとおりでございます。

○堀委員 だから、少なくとも株主の半数ということと、同時に発行済株式総数の三分の二以上と、そういう条件があるわけですから……。そうすると、いまのように一億円以上の株式会社で、それは少数者が議決しておることもあり得るでしょう。クロウズのところならそうでしょう。しかし、上場されておるところならそういうことはあり得ないですね。不特定多数が相当議決しているわけですから、相当多数になると思ひます。だから私は、いまの問題を考へてみると、実際にこれをやり得るものはやはりかなり限られて、だから一億というところとやはり限られて、範囲が少し下になつてゐるから問題もあるかと思ひます。ありますが、私はいまの株主の側の数というのから見て、経営権と株主権に、経営権の優先を認めようというふうな株主は原則としてはないのじゃないかと思ひます。それは、同時に株主も同族であるような場合、あるいは非常に限られた範囲である場合ということならわかります。しかし、その他の者が持つておるいまの株式会社に対する概念は、株主というものは会社の利益についてはともかくその請求権があるのだということと、会社の言いなりになつて、自分の持つておる株式の譲渡すらも制限されるというふうなことを欲するものは私は例外的なほうだろふと思ひますが、その

点はどうでしょうか。

○新谷政府委員 一般的には堀委員のおっしゃるのとおりだと思います。この株式の譲渡制限は、同族的な閉鎖的な会社につきまして、その会社の経営の安定をはかりたいというふうな場合に、株主総会の特別決議によりまして譲渡制限をしようというございすので、いま仰せのように、上場会社のような大きな会社になりますと、株式の譲渡制限をすべきものでもございせんし、うし、上場というたてまえを通す以上は、譲渡制限は当然できないものになるはずでございます。したがしまして、この三百四十八条の規定によりまして、特別決議によつて譲渡制限を認めるといふのは、おそらく小さな会社だけに限られるだらう、このように考へるわけでございます。

○堀委員 いま大臣もお聞きになつたように、小さな会社に限られる。しかし、小さな会社と大きな会社は商法では同一待遇ではないですか、大臣。そうすると、私がさっきから展開しておる議論は、少数のために多数が原則を曲げられるということなんですよ。民主的にいって、民主主義の原則に逆行をしてこの商法の規定をきめよう、こういうことなんですよ。大臣はそう考へないんですか。いまの「譲渡スコトラ得」というやつの問題ですよ。

○新谷政府委員 少数の経営者のために多数の株主が犠牲になるということはあり得ないわけでございます。この譲渡制限の場合に、特別に三百四十八条の規定を設けまして、一般の特別決議よりもさらに要件を厳重にいたしております。厳重にいたしました趣旨は、「総株主ノ過半数ニシテ」というふうにいたしまして、少なくとも総株主の半数以上の者がこれに賛成しなければ定款変更はできないということにいたしておりますので、たとえ少数の会社経営者が定款変更をして、譲渡制限をしようとしても、株主の多数の者がこれに賛成をしなければ実現できないわけでございます。そういう関係で、ただいま仰せのように、少数者のために多数の善良な株主が犠牲になるとい

うことはあり得ないと考えなければなりません。

○堀委員 私は、犠牲になる、犠牲にならないの議論の前を言っているのです。一体だれのために法律改正をしているのかというところから言っているわけですよ。あなた方は今度これでは原則を変えたのですよ。原則を変えたでしょう。これまでは、「株式ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモノヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ズ」、ここに株式の譲渡は自由であるという大原則が掲げられているわけですか。それを今度は逆になるのだから……。要するに、譲渡することもできます。今度は、譲渡することは自由ではないぞ。逆に、完全に裏返してあなた方は書いてあるわけですよ、「株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得」と。「得」という表現は、私は法律家じゃないけれども、しろうとの常識で感ずるのは、何々することを得というの、してもよろしいけれども、原則としてはしないほうがいいのだという場合に、それを得じゃないですか。それじゃ、これがたてまえなんですか。私はそこをこだわっているんだから、譲渡は自由なんだ、しかし、例外として取締役会のあれで定めることができる、そっちが例外だというなら話は別なんです。私はこれをそう読んでないんだから……。

○新谷政府委員 二百四十四条の改正規定は、「株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨グ」と規定しております。したがって、何が原則かと申しますと、譲渡自由であるということが原則でございます。この株式の譲渡性を否定するということではできませんので、従前の二十五年度の改正以前におきまして、改正後におきまして、また、今後改正されました後におきましても、株式の譲渡性というものは当然前提にしなければならぬわけでありまして、この株式の譲渡が自由であるという前提にいたしまして、特別の場合には取締役会の承認を要する旨を定めることができる、こういうふうにただし書きで書いてござい

ますので、原則は譲渡が自由であるということでございます。

○堀委員 この「譲渡スコトヲ得」と書いてあるのは、原則をうたつたのではないという御意見のようでございますけれども、われわれはそのつもりでこの規定を書いたのじゃございません。当然のことをまず原則でうたつて、ただし書きで特別の場合の譲渡制限の規定をここに置いたわけでございます。現行法では、「株式ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモノヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ズ」とありまして、譲渡が自由であるということは前提になっておりまして、当然のことといたしまして、それはのんだ上で禁止、制限ができないということだけを現行法では書いておるわけでございます。したがって、今回の改正は、そこを逆に書いてまいりましたために、ただし書きのほうでもって特別の場合を書き加すために原則を本文のほうに置いた、こういうことでございます。

○堀委員 いま、これは別ですが、一般論として何々することを得という法律解釈というのは、そうすると、それは原則をあらわすのですか、他の法律の場合においても……。

○新谷政府委員 何々することを得と法律に書いてございませう場合には、原則をあらわすこともございませう。それから、特定の場合一定の行為をなすことができるというふうにする場合もございませう。それはその規定の趣旨によりまして、そこは解釈はいろいろな場合があるわけでございます。

○堀委員 そうすると、この二百四十四条は原則をあらわした。私も原則をあらわしているように読めないのです。何か原則は、今度は譲渡制限が原則で、しかし、譲渡することはできますと、その次にもう一べん例外というのか、その法律が書いてある。これを読むと、何かそういう感触がするのです。これは私だけがするのかわるか、それは別だけれども、私はこの法律をばつと読んだときに、下の法律とを比べてみると、どうしてもそういう感じがするからどうもおかしい。だから、趣旨として非常に小さなものが、そういう経営権の安定の問題があつて、私はあとで、いま株式の

乗っ取りその他の事実というのが一体どれだけあるのか伺いますが、ごく少数の事例しかないのだからと思うけれども、そういう少数の事例のためにこういうことをやつたというのはい……商法というのには非常に大きな全体を律する法律ですから、大きな法律の中で、つめの先ほどのことのために大原則が変わるというふうなことは、私は非常に望ましくないから、それならそういう規定の形で明らかに書けばいい。ところが、これは原則のところに書いてあるところに私は非常にひっつかかっているわけですから、その点をひとつ……。

○新谷政府委員 繰り返して申し上げますが、株式の譲渡が自由であるというところは、これは株式会社の株式というものの性質上も当然でございます。二百四十四条のただし書きにおきまして、「定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨グ」とございませうので、定款の規定がなければ、もういかなる会社も株式の譲渡は当然自由でございます。ただ、必要がある場合に、定款の定めをいたしました場合にのみこの譲渡の制限ができるという趣旨でございますので、これはあくまで例外の趣旨でございます。

○堀委員 私は、どうもいまのこれは例外規定だと言われても、例外規定、これはやり方によつてはいろいろ広がるから問題があると思ひますが、私も時間の都合がありますからこの点はちよつとあれしますが、その次に、それでは、これが目的としておることは、おそらく株の買い占めとかその他によつて会社を乗っ取られたりすることが経営権の安定を阻害すると、こういうことになるんではないかと思ひますが、その点はどうですか。経営権の安定というのは、経営者が株主の利益を考えずに好きなことをやつていいということじゃないはずですが、どうですかそれは。

○新谷政府委員 譲渡制限を必要とする理由は、堀委員の仰せのように、会社の乗っ取り等によりまして会社の経営が安定を害されるということを防止する必要がある、個々の会社の必要性に応じ

て定款の定めによつてこのようにしよう、こういう趣旨でございます。

○堀委員 それでは過去五年間において、この事実が該当して会社を乗っ取られたものの、そういう法人数なり、その様態なり、その方法なりをつまびらかにしていただきたい。

○新谷政府委員 いわゆる乗っ取りというものが、どの程度のものが乗っ取りということになりますか、そういう問題もございませうが、明らかに乗っ取り件数が何件あったということは遺憾ながら資料がございません。大蔵省のほうでもその点はつまびらかでないようでございます。ただ、譲渡制限をしないために現実に起きております弊害というものがございませう。いまの乗っ取りといえるかどうかは別問題といたしまして、それを若干申し上げてみます。

たとえば、いずれもこれは刑事事件になった問題でございますが、甲乙丙という三人の者が共謀いたしましたして、特定……。

○堀委員 説明してください。どうせ判決が出ていますから、判決も出ていないようなものは問題にならないのだから……。

○新谷政府委員 事実を申し上げ、特定の名前をあげるのはいかかと思ひまして……。

○堀委員 だけれども、判決が出ていますなら、事実を言つたつていいんですよ。事実なんだから言つてください。何件で、ともかく相当数がなければ、ごく少数の者のために私はこんな法律改正をすべきではないと思つておりますから、その事実を言つてください。

○新谷政府委員 一応事業だけを申し上げまして、特定の会社のこととはまたあとで申し上げさせていただきます。

三人の者が共謀いたしましたして、会社の株券を大量に買い集めて株価をつり上げ、その会社の大量の株主であることを利用いたしましたして、株券発行会社の経営者やその会社関係の關係先に対しまして、その買い集めた株券を高価に売りつけて利ざやをかせこう、こういうことを計画いたしましたし

て定款の定めによつてこのようにしよう、こういう趣旨でございます。

○堀委員 それでは過去五年間において、この事実が該当して会社を乗っ取られたものの、そういう法人数なり、その様態なり、その方法なりをつまびらかにしていただきたい。

○新谷政府委員 いわゆる乗っ取りというものが、どの程度のものが乗っ取りということになりますか、そういう問題もございませうが、明らかに乗っ取り件数が何件あったということは遺憾ながら資料がございません。大蔵省のほうでもその点はつまびらかでないようでございます。ただ、譲渡制限をしないために現実に起きております弊害というものがございませう。いまの乗っ取りといえるかどうかは別問題といたしまして、それを若干申し上げてみます。

たとえば、いずれもこれは刑事事件になった問題でございますが、甲乙丙という三人の者が共謀いたしましたして、特定……。

○堀委員 説明してください。どうせ判決が出ていますから、判決も出ていないようなものは問題にならないのだから……。

○新谷政府委員 事実を申し上げ、特定の名前をあげるのはいかかと思ひまして……。

○堀委員 だけれども、判決が出ていますなら、事実を言つたつていいんですよ。事実なんだから言つてください。何件で、ともかく相当数がなければ、ごく少数の者のために私はこんな法律改正をすべきではないと思つておりますから、その事実を言つてください。

○新谷政府委員 一応事業だけを申し上げまして、特定の会社のこととはまたあとで申し上げさせていただきます。

三人の者が共謀いたしましたして、会社の株券を大量に買い集めて株価をつり上げ、その会社の大量の株主であることを利用いたしましたして、株券発行会社の経営者やその会社関係の關係先に対しまして、その買い集めた株券を高価に売りつけて利ざやをかせこう、こういうことを計画いたしましたし

て定款の定めによつてこのようにしよう、こういう趣旨でございます。

○堀委員 それでは過去五年間において、この事実が該当して会社を乗っ取られたものの、そういう法人数なり、その様態なり、その方法なりをつまびらかにしていただきたい。

○新谷政府委員 いわゆる乗っ取りというものが、どの程度のものが乗っ取りということになりますか、そういう問題もございませうが、明らかに乗っ取り件数が何件あったということは遺憾ながら資料がございません。大蔵省のほうでもその点はつまびらかでないようでございます。ただ、譲渡制限をしないために現実に起きております弊害というものがございませう。いまの乗っ取りといえるかどうかは別問題といたしまして、それを若干申し上げてみます。

たとえば、いずれもこれは刑事事件になった問題でございますが、甲乙丙という三人の者が共謀いたしましたして、特定……。

○堀委員 説明してください。どうせ判決が出ていますから、判決も出ていないようなものは問題にならないのだから……。

○新谷政府委員 事実を申し上げ、特定の名前をあげるのはいかかと思ひまして……。

○堀委員 だけれども、判決が出ていますなら、事実を言つたつていいんですよ。事実なんだから言つてください。何件で、ともかく相当数がなければ、ごく少数の者のために私はこんな法律改正をすべきではないと思つておりますから、その事実を言つてください。

○新谷政府委員 一応事業だけを申し上げまして、特定の会社のこととはまたあとで申し上げさせていただきます。

三人の者が共謀いたしましたして、会社の株券を大量に買い集めて株価をつり上げ、その会社の大量の株主であることを利用いたしましたして、株券発行会社の経営者やその会社関係の關係先に対しまして、その買い集めた株券を高価に売りつけて利ざやをかせこう、こういうことを計画いたしましたし

て定款の定めによつてこのようにしよう、こういう趣旨でございます。

それから、昭和三十五年の六月にXという銀行に對しまして、甲名義の二万二千百株、B会社の名義の五千株、甲、乙外九十九名名義の各人百株まで、合計一万株、総計をいたしまして三万五千二百株の名義書きかえ請求をいたしました。同年の九月に、もし融資の申し出に応じなければその銀行を誹謗する内容のビラを飛行機で散布して、その銀行業務の妨害をするという態度を示して脅迫しましたが、その銀行が融資を拒否しましたためにその目的を達げなかったという事案がございます。

○掘委員 いまお話しになっているのは、これは刑事事件になったものですね、刑事事件になるようなことをすれば、商法の規定がなくても罰せられるのですよ。それは刑事事件として罰せられるようなことをやるのを未然に防ぐために商法を改正しなければいかぬのですか。商法なんというものは、そんなものでしょうか。すでに片一方に罰則があつて、そんなことをしてはいかぬということをするのを、それを一々商法でそれまでかばう、事前に防止するなんて必要があるのでしょうか、一般的にいって。一般論として、刑事的に処分されるぞということを明らかにされておるものに、その他の法律で事前にそれをかばつてやるような法律というものがありますか、一般論として。

○新谷政府委員 譲渡制限の規定を設けようとする

○堀委員 いまおあげになったのは、前段のほうは、これは何か上場されている会社の株じゃないのですか。八十円とか三百円とかいろいろ価格がついている以上は、それはオーバークラウンターでやっているか何か、かなりの株が出ているのでなければ最初の件数はおかしいのではないかと思えますが、これはどうなんでしょうか。第二部上場株式ですか、あるいはオーバークラウンターですか。

○新谷政府委員　ただいまのは上場株ではないのでございます。

○堀委員 上場株でなくても、八十円であったものを三百円に価格をつり上げたという以上は、これはオーバーザカウンターで相当取引があるというので、いまの議論になる、閉鎖的な同族法人というのとややかわりが何かおかしいように思いますが、その次のやつは銀行ですから、これは明らかか、に恐喝事件ですね。これはいまの株主の株主権の行使に關係ないのじゃないですか。銀行で株主権の行使によって乗っ取られているのは、これは別の角度ですよ。銀行が銀行を支配しようとしておる、例の三重県における相互銀行の事件のような問題、それなら話は別ですよ。しかし、いまのことで規制しようという問題とは別建ての問題ですから、あなたのいう問題なされたのは、私はこの法律とはやや無縁のものではないのかという感じがしてなりません。そうすると、いまの、そういう乗っ取られるおそれがあるから、それを防ぎたいのだということをあなたはここでお答えに

はり私は、法律の改正というものは、ある一つの現行法としてやつていて、これだけこれだけこういう事例がございました、こういう事例は非常に問題がありますから、これを未然に防ぐためにはこうしたいという挙証の責任が私はあなた方のほうにあると思うのですよ。それもなくして、そういうことがどうもあるらしいと、いまの場合やうです、あるらしいでしょう。あったという数がある方出さない以上は、挙証していないのだから、あなたのほうは、挙証できないものについて、こんな重要な法律改正をここに持つてくるといふのは、私は政府としてはまことに無責任な法律に対する安易な態度だと思ふのですが、大臣、どうでしょう、私の言っていることがおかしいですか。

○石井國務大臣　そういうふうなことは、私どもよく聞くのでありますけれども、それならどうい

うものがあるかとおっしゃられると、どうもこ  
ういうものがございまして、このとおり間違ひご  
ざいませんと言つて、一々並べ立てようなもの  
は私はいまここに持ち合わせておりませんけれど  
も、しかし、そういう話を、私としてはあまり実  
業界の内情、会社の内情はよく知りませんけれ  
ども、聞くことは相当聞くのでございますから、こ  
ういうことはあり得ると私は思うのでございま  
す。

○堀委員　あり得ると思うくらいのが法律改  
正の根拠になるのでしょうか、法務大臣。そん  
なあいまいなことが……。

○石井国務大臣　私にどうだとおっしゃるから、  
私だけの経験を申し上げたのでございまして、法  
務省としては、十分いろいろの点から研究したも  
のだと思ひます。

○堀委員　法務省としてはとおっしゃるけれど  
も、あなたが法務大臣だから聞いている。それで

○新谷政府委員 先ほども申し上げましたように、この乗っ取りというのがどういうものをいうのかという的確なものもございませんし、経営の安定を害するというのも必ずしも乗っ取りのみに限りません。いろいろ会社の内部の問題のために経営の安定を害するというようなこともございまいし、いろいろなケースがあり得ると思うわけでございます。現行法では御承知のように株式の譲渡は自由だということになっておりまして、私どもとしましては、自由だという前提で、いままですべてにこういふことについて、会社の乗っ取りが幾ら行なわれているということを調査するすべもなかったわけでございますから、完全に株式の譲渡は自由なんでしょうから、そういう法制のもとにおきまして、年々乗っ取りがある

かないかということを調査することもできない。たわけであります。ただ、経済界におきまして、いろいろそういう弊害があるから、二十五年の当分のところまでいかなくても、ある程度の譲渡の制限を認めるようにしたらどうかということですが、今回の改正に踏み切ったわけでございます。譲渡を制限すると申しまして、従前のように絶対に禁止するという趣旨ではございません。ただ、相手方を会社側の指定した者に限って、最終的には投下資本の回収を必ず保障できるという道を開いてあるわけでございます。絶対禁止という趣旨ではむしろないわけでございます。その点は、従前の譲渡制限とはかなり趣旨が違ひ、このように考へております。

○堀委員　これは、最初から申し上げておるように、モメントとしては企業側の要請で出てきていると、こういうふうが一番最初にお話が出ているわけですが、私は、本来ものの考え方としては、株主の利益の側から商法は書かれるべきで、こう考へておると、こうやってきたわけでは

ね。そこらに來られた方は、初めからおられぬ方もあるから、前段の議論を御承知ないと思ふんだけれども。そこで私は、あとずつと個々に詰めますが、結局いまの問題というのは、私はどうもごく少数の範囲の問題のような気がしてしかたがないのです。経営者がきちんとしておれば——いまの乗っ取りの問題以外に、安定を阻害されるようななら、それは経営者がぼんくらで、そんな経営者は引退すればいいんですよ。しっかりとした経営者にかわればいい。大体いまの日本の経営者はどうかしているのが多過ぎるくらい多いと思うんです。だから、その点問題はあるけれども、私はやはり主たるものは、乗っ取りというものはこれはちよつと困るでしょう。実際にどんな買い集めて、そして経営権を取られる。そうすると営々としてこれまでもやってきたものが、やはり商法の定めで株主の過半数によつてきめられればどうしようもないということになりますから、だからそのことを、私はわからぬではないけれども、そういうことならば、私はやはり、こういうふうな非常に綱がかけられているわけです。可能性については、法律上はどこでもできるということになるわけです。だから、そういうことではなくて、可能性にも限界があつていいのではないかと。そういう特定のものに対してものを考えるときには、限界があつていいのだ、そこを私は言いたいわけなんです。可能性としてはどこでもできることになつてゐる。ただ、手続上、現実にはできるかできないかは別として、法律のたてまえは、たとえ八百億の八幡製鉄といえどもできますよ。それだつてやろうと思へばできるのです。これは法律は八幡製鉄はしてはならないのだとは書いてない。どこでもできるのだ。それをこういう制度になぜ書かなければならないか。そうではなくて、むしろ特定のものにしばつたかっこうで書くのが、これは商法のような原則法ですから、原則法はそうあるのが私は正当なのではないかと、こういう議論をしておるわけです。だから、こういうことを一切してはならぬと私は言っているのじゃないけれど

も、法律の書き方に第一問題がある。

そこで、ちよつと中身に入りますけれども、ここで私がひとつ株を前段としては制限することができるとにきめたとしてしまふ。そうすると、ここで問題になつてくるのは、要するにその株主たちは、株式の譲渡については取締役会の恣意的な処置にまかされるということ。私がAという人に株を売りたい、私はいまの会社の株を持つておつて、将来的に見通しのあるいい会社だ、そこでこの株は私は三百円ぐらいに売れると思つてゐる。そこでそのAという人に話をしたら、よろしい、三百円で買ひましよう。で私は取締役会に書類で請求をした。取締役会は、そのAという人間はだめでと——だめですと言ふ以上は、なぜどういふことだめだと言ふことは何もおしまないのです。ただだめだと言つたらそれで好きなようにできるわけです。そうして、まずそこそこ非常に問題がある。無制限に取締役会が相手を選択できるといふことです。限界がない。それからもう一つは、この中で株式の価額が、総純資産額を發行済み株式数で割つたもので共託をして、原則としてはそれでもう払うのだ——ちよつと調査官に聞きますが、一体株式の価額といふのは、純資産額を發行済み株式数で割つたものが常に株式の価額ですか。株式の価額といふのはそんなものではないと私は思つてゐるのだけれども、ここにはそう書いてあるわけだ。それだけの共託をして、それでも異議がなかつたらそのままだし、異議があつたら裁判所へ行け、そして裁判所は裁判によつて株式の価額を決定するのだ、一体株式の価額は本来裁判所が決定できるようなものですか。ちよつとそこらに聞きたい。

○加治木税務委員 時価がありまうときには、当然時価が——裁判所はどういう判断をするか、これは私たちがきめるわけにはまいりませんけれども、時価が基準になると思ひます。基準となるべき時価がないような場合に問題が発生するのだらうと思ひます。そういう場合に、会社の純財産

といふものが一応の基準になると思ひますが、それが公正な株価であるといふことには必ずしもならないと思ひます。

○堀委員 いまお聞きのように、まず純資産額を發行済み株式数で割つた価額を共託するといふ発想は、これはどういふことでしょうか。これは法務省のほうで答えを願ひたい。

○新谷政府委員 できるだけ確にその株価を把握することはできないかも知れませんが、最も限度を考へられるものは、最終の貸借対照表に載つております純資産額といふものはつかまへられ得るわけでありまして、したがひまして、これを基礎にいたしまして、發行済み株式総数で割つたものを単価にしまして、譲渡の株数を乗じたものが、一応それを共託しておく、こういう措置を講じたわけでございます。譲渡代金につきましては、当事者の間で話がつきますけれども、つかない場合の措置でございますので、最小限度この程度は共託させる必要はあらう、こういうことでござい

ます。

○堀委員 そうすると、これは下限値を一応きめたといふことですね。下限値はここだ。それが上限値にそれがなるといふことは別としても、下限値はまずこれだ、こういうことですか。

○新谷政府委員 代金が話し合ひなりあるいは裁判で確定いたしますまでの間、こういうふうな供託という形になるわけでございます。供託は代金の支払いを確保するためでございます。そのため供託をさせるといふわけでございますので、それが直ちに株価になるといふふうな問題ではございません。

○堀委員 そうすると、ここで三百四十九条に「第一項ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ先チ会社ニ対シ書面ヲ以テ同項ノ定メ設定ニ反対ノ意思ヲ通知シ且總會ニ於テ之ニ反対シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価額ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求ス

ルコトヲ得」といふことがあるのです。そこで、このことはどういふことであるかといふと、要するにこの決議が行なわれることによつて株式の価額は下がるということですよ。それで「決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価額ヲ以テ買取ル」と、だから決議のある前にある一つの株の水準がある。決議があつたらもう株主権の行使が自由でないから株の価額が下がるのだ、こうなつてゐるわけです。そうして下げておいて、今度は買ひ取りをしたらうときにはそれじゃその価額、これが公正な価額といふ一つの基準がここにあるとするならば、その価額で当然、それは時間が非常にたつていけば別ですが、それは、売買の問題としてはそこまでは私は認められていいのではないかと。だから一体この「其ノ有スベカリシ公正ナル価額」といふのはどういふこととできるのか、三百四十九条のこのことについてちよつと伺ひたいのです。

○新谷政府委員 三百四十九条は定款を変更いたしまして、譲渡制限の定めを設けようといふ場合におきまして、その段階でその定款の変更は反対をした株主を保護する必要があると。そういう意味で反対株主に対しては買ひ取りの請求権を認めたわけでありまして、この「公正ナル価額」とも譲渡制限の決議がなかつたといふ「有スベカリシ公正ナル価額」で買ひ取れといふこととでございますが、この価額は、結局当事者の話し合ひがつきますれば、それでよろしいわけですが、話し合ひがつきませぬばこれは裁判所できめることになるわけでありまして、現在も営業譲渡の場合とかあるいは会社の合併の場合でございますか、こういう場合に、同様の規定がございまして、これも裁判所でやはり価額を決定することになつております。これと同じような方法で裁判所によつて公正なる価額をきめられる、こういうことにならうと思ひます。

○堀委員 そうすると、この「公正ナル価額」といふのは常に裁判だといふことですね。

○新谷政府委員 公正なる価格をもって買い取れという申し出をしますと、それに乗って売買契約は成立いたします。したがって、契約そのものは成立いたしますので、価格を幾らにするかということはその当事者の間で話し合ひでももちろんきめ得ることでございます。そこで、この話し合ひがきまればそれで決済されますけれども、もし話し合ひがつかなければ裁判所にその価格の決定を求める、こういうことになるわけでございませう。

○堀委員 私はずっといまのこれを一覽しながら感じますことは、だからここにこういう規定があることは、私は少しこれが拡大的に使用されてきますと、これは私は必ずそういう点で問題が起きてくるのではないかと思う。いまのあなた方は常に善意なる取締役を考へておられるようですが、善意なる会社の取締役と、あと善意なる者たちの過半数で問題が処理されるというたてまえでしやう。しかし私は常に株式会社の経営者が善意であり、その経営者と一種の結びつきをしておる過半数の株主が——この過半数というところはおよそとまた問題がありますからあとでもう少し議論しますが、どこまでそういうことを含めて理解をして、自分の持つてゐる株の値段が下がるんですやうということまでが周知徹底されてそれに参加するかどうかの手續上の問題が残つてゐるわけですが、けれども、まあまあ取締役は頼まれた、まあともかく何とかしてくれというやうなことだけで、中身はあまりよく知らないけれども賛成をする。ところがそれが善意でなかった場合にはこれは一体どうなるのか。これは問題があると思ふんです。あなた方は善意を前提としてゐるやうですけれども、善意の場合に対して何かそれをチェックする部分がこの法律にありますか。善良な株主のほうの代表が、そういう善意である取締役会のあるいろいろな処置及びそういう操作ですね。全部の株主がつまびらかに、こういう事実があつてこうなつてあなたは将来こういう条件になりますよと、ここの規定は、それが行なわれなければ公正

な株価があつたんだから、それは取締役の決議が行なわれた以後ではこれは裏返しにいったら公正な価格にならないわけですよ。その公正な価格にならないことを含めてあなたは承知してゐますか。なんというものを全部の株主と言つて、賛成する株主というものは、これこそ私はごく小さな同族法人だけであつて、現在の株式会社というやうなものの方の発想からすれば、まことに例外的なものにしかならぬのではないかと。ですから、その善意の取締役会及びその操作に対抗する何らかの措置がこの法律の中でありませうか。あつたらひとつお教え願ひたい。

○新谷政府委員 特にこの定款変更の決議あるいは善意の会社の理事者に対して善良なる株主がどのように対抗していくかという問題でございませう。これはこの譲渡制限の場合のみに限らないと思ふわけでございませう。会社の決議の方法に瑕疵があれば、この取り消しとか無効の問題も出てまいりませうし、いろいろございませうし、また特に取締役が故意に第三者に損害を与える目的で一定の行為をしたという場合に、これまた損害賠償の規定がございませう。いろいろのやうな商法の救済規定はあります。いろいろのやうなたかと言われましても、それは実のところいたしておりませう。ただ株主総会の特別決議、しかも特別に要件を加へたし、株主の意向を、特に少数株主の意向も十分反映できるようにという趣旨で総株主の過半数の賛成が特に必要である、こういうふうにいひましたので、株主の、定款変更について考慮をめぐらす余地は十分そこに与へられておる、こういうふうに私どもは考へておるわけでございます。

○堀委員 株主総会を招集するための取締役会が出す文書ですね。これはそうしたらこの場合はどれだけ書けばいいのですか。次期に株主総会を行います、そこでは定款の変更をして譲渡制限をします、そういうふうにするのですか。そこらのところはどうですか。要するに、株主総会とい

う、きわめて重大な株主総会において、いまの日本の一般的な慣行では残念ながら株主は非常に無関心なんです。株主はもと株式会社の内容について熟知すべきである、株主総会には必ず出席をして、そこでやはり株主としてのいろいろな意見を述べ、権利があるのですから、権利を行使すべきだと思ふのですが、残念ながら、そういう訓練が十分されておられません。アメリカのやうな株式会社のいろいろな事例を見てみますと、非常に多数の株主がそこに集まつて、二日間くらいにわたつて株主総会が開かれて、その中では社長なり会長が長時間にわたつてつまびらかにする。そういう点で、株式会社といふもののあり方は、アメリカにおいてはかなりあるべき姿に近い。日本の場合には、ほとんどが委任状を持つて処理をされておつて、株主総会といへども、ごく少数のものが出てくるだけである。そこで総会屋などというものが横行するやうになつておるわけで、私は非常に遺憾だと思ふのですが、そういう日本の客観的な情勢を踏まえて、この問題が処理されるに、出席できない者は委任状を出してくれ。——委任状は過半数の要件を満たしますね。同時に三分の二の株主の要件も委任状で満たし得るでしやう。だから、実際には、十億の会社で十人というものは、場合によつては出席株主は十人で処置されるかもしれない。形式的にはこの要件は満たされるやうな場合が考えられるのじやないですか。そこをどう考へようかと。

○新谷政府委員 確かに、お話をうかがふに、現在の株式会社の運営上、株主のその経営に対する関心の度合いといふものは非常に低いものといふふうに見られておられます。またそれが現実でございませう。これは、ほんとうに株式会社が健全に運営していくためには、株主みずからが会社の平素の業務の運営状況とか、あるいは財産状況について深い関心を持つてなめていくことが大切であることは申すまでもないこととございませうが、遺憾ながら、現実には、堀委員のいま仰せのとおりでございませう。

そこで、株主総会の招集の通知をして、無関心な株主が委任状に判を押して送つてしまへばそれ切りじゃないか、こういう御心配がございませう。それもごもっともでございませう。十万人の株主のうち十人だけが出席しても議案が成立する場合がありますけれども、これは委任状を持つて十人に集中した場合のことをおっしゃつておると思ひますが、これもむしろ、委任状によつて議決権を行使することが許されております限りにおいては、そういうことももちろん可能でございませう。ただ、普通の場合には、会社の経営に十分関心を持つておる株主でございませうれば、議案についての賛成、反対の意思表示を委任状でいたしておるわけでございませう。無関心であれば、何も書かないで白紙で委任をするかもしれないけれども、現実には、これは非常に重要な事柄であるといふふうにその株主が意識いたしますれば、賛成であるとか反対であるとかいう趣旨のことを委任状に明らかにしてございませうので、そこが株主の責任において委任するかしらないかという問題とも関連してまいりますけれども、要するに、委任によつて議決権を行使いたします限りにおいては、ただいまのやうに、ごく少数の者だけが受任者として株主総会に出席してやる場合もあり得るわけでありませうので、そういう場合には、その出席した受任者である少数の者だけで議決権が左右されるということはむしろあり得ると思ひます。しかし、関心の十分ある株主が、委任の方法いかによつては、受任者が自由に議決権を行使するようにはできないことももちろん可能でございませう。これはやはり最初の根本論に戻るわけでございませうけれども、株式会社の株主といふものの、会社の事業経営に対する関心の度合いといふことになつてくる問題でございませう。これは非常に根本的な問題でございませうので、大事な問題であらうとは考へるわけでございませう。

○堀委員 この取扱ひ上の問題で、そういう善意の株主が、そういう事の重大性を十分認識でき

て、そうしてそれに対して明らかに意思表示ができるような——さっきのお話のように、多少悪意のある者に対抗できないわけですからね。だから、いまの株主の無関心の問題があるから、おまえが悪いのだと言われればそれまでありますけれども、そういう客観的事実があるときに、これは法律の定めによって何かの特例を設けるときには、そういう客観的事実の判断の上において、善意なる株主を守る何らかの処置というものがもう少しあっていいのではないかと思います。これは取り扱い上の問題ですけれども、これについての株主総会はかくしかじかの事項が書かれて、その先は、譲渡制限というのは、法律のこういうことでござりますよ、そうして、そうなたるときには、あとは最終的に異議があれば裁判所でやらなければならぬですよというようにことが少し明らかに明示をされておれば、それを讀んだ人は、これはちょっと一べん行つて、これは反対だと言つておかなければいかぬ。もしあなたが反対だと言へば、そこで公正な価値で買取り請求もできますよ、それができないときには、その場合における買取り請求の最終は裁判ですよというようにことが株主につまびらかであれば、これはいいと思うのですよ。しかし、おそらくそんなことは書かないで、形式的に、要するに譲渡制限について取締役会に一任してもらいたいというようにな式の、通り一べんの株主総会の通知状が出されるということになると、これは善意なる株主が保護されないのではないかと。そこらについては、何も法律で書かなくても、あとは施行規則なり政令なり何かで、これについてはこういうことだということぐらいは、——株主総会における記載要件なりいろいろなことを、もう少しそういう善意の株主保護の立場に立つて処置する必要があるのではないかと思ひますが、その点についてはどうでしょうか。

ともわかるように株主に知らせる必要があろう、こういう御趣旨でございます。ごもつともだと思ひます。ただ、実際の会社の運営について、行政指導といふもの、やつておられます各主務官庁においても、その点については十分の配慮は加えられるものと思ひわけでございます。ただ、上場会社以外の会社につきましては、はたしてこれがどの程度徹底できますか、こういったことも、それぞれの所管の庁におきまして今後の問題として検討されるべきではあるまいかと考えます。私といひましては、なるべくそういう株主の不利益にならないような方法で株主総会の招集の通知をなされることを望ましいというところは申し上げられますけれども、どの程度それに書くべきであるということにつきましては、いまはつきりしたことをお答えするわけにはちょっとまいりません。

○堀委員 ちよつと、そちらの理事の方、この部分です、これは、私はやはり、政令か何かに委任してもらつて、この場合における株主総会の株主の通知とは、少なくともこれだけのものを周知しなければならぬということに書いてあつてもちよつともかまわないと思ひます。株主総会におけるいろいろの書式は政令で定めるところにすると、政令に書くなり何かして、その程度のこととは法律の施行規則なりどこか——省令でも何でもいいけれども、それに違反したものは無効だということ、あとで裁判ができる程度のことにしておいてやつたほうがいい。これだけの重大なことをやるときに、それぐらいのことは取締役会とかもかまわない。その程度のこととはあつてもいいと私は思ひますけれども、法務大臣、どうでしょうか。

○石井国務大臣 ただいま堀さんが、法律に書かないでもと初めのところでおっしゃつたのですが、私もそう思ひながら聞いておつたのですが、これは実際にみんな株主が注意をして聞いて、なるほどこんなものだ、それなら意見を一応述べよう、自分も考えようという機会を持つことは非常に大事だと思ひます。これは法律上の問題というよりは、それを知ることが必要だ、行政上の措置で私はやれると思ひます。これは通産省と私よく話し合ひまして、各会社等に対して指導をやりまして、そういうふうな場合にはこういうふうによつてもらいたいというふうなことにやるように要望をいたしまして、必ず実現するようにいたしたいと思ひます。

○堀委員 法務大臣、実現するようにしたいとおっしゃることでありますから、法務大臣の答弁を尊重いたしますけれども、やはり一つ規定が何かないと、あとで不利を受けた者が非常に気の毒な条件になりますから、これは重大な改正ですから、私は何かそういう——善意なる取締役会、善意なるそれに同調した株主という場合には問題ありません。しかし常にそれは善意だけではないというところは、これはやはり考えておかなければならぬことですから、その最終的判断は株主の判断で明らかにして、あとの最終的判断は株主の判断だからいいですけれども、株主がやはりそれを知ることがない、われわれはここで法律を議論して、通知の来た株主は、あと一体どうなるのかなんというところはちよつともわからぬです。だから、その点はひとつ大臣、ここで法律を変えろといふは法律で書かなくても処置のできる範囲のことです。それから、ひとつその点は特に要望しておきます。

最後に、新株引き受け権証書というものが今度出ることになります。この新株引き受け権証書というものの売買が今度できることになるのです。が、これの売買のあり方は、実際にはどういう形で売買が行なわれるようになるのか。現在でもイフ・イシューという制度がありますから、イフ・イシューという制度によつて現実に新株の発行日取引というものが行なわれております。ところが今度の新株引き受け証書というものの売買は、どういう形になるのか、そのところをちよつと、ここは証券局のほうで答え願ひたい。

○加治本説明員 いま取引所に検討させておりますけれども、これは上場を認めなくてはならないということになるわけですが、新株引き受け権証書自体は、アメリカではたしかこれを上場を認めておると思ひます。それで現在発行日取引という形で、プレミウム分だけなくて新株そのものの取引が認められております。それから、一体この引き受け権証書というものが、現実に権利落ちしたとたんに出てくるようになるものかどうか。非常にプランクがあるということになります。と、発行日取引を締めてしまふ、引き受け権証書が出るからといって発行日取引を認めないということも、株主の権利の保護の立場からいって、これもまたむづかしい。したがって、組み合わせのいかんによつては、場合によれば発行日取引と新株引き受け権証書の売買が並行的に行なわれるようなことも、あるいは認めなくてはならぬかも知れぬ。しかし、それで株価が分裂するということがないかどうかということを考えますと、ちよつと私、こういうふうにしたい、こういうふうにする方針だということを答へるだけの用意はございませんが、慎重に検討いたしまして、この上場関係をどういうふうにするか、それから発行日取引との関係をどうするか、実際のこの新株引き受け権証書の出方がどうなるかということも関連がありますので、その上でお答えを出したい。さしあたりは取引所でいまだ鋭意研究させております。

○堀委員 研究はいけれども、これは法律が実施されたら、すぐ新株請求できるようになつていくわけですよ。出すようになっていくわけですね。それで売れるのだ、こうなるのだから、こんな法律が出ることがわかつていたら、これはもつと早くやつておかなければいかぬことじゃないですか。法律の施行と同時に取引所はどうしますというところを、取引所の規定なり何なりに明らかにしてやらないと、結局、いまあなたが自分で言われたけれども、これと発行日取引が並行になつた

りしておかしくなことが起きますよ、明瞭に。そこ  
のところは、この商法改正なんてだいたい前からこ  
てて言っている法律だから、証券局は当然これ  
を予想されたと思うのだけれども、いつごろに  
なったらコンクリートになりますか。その間ブラ  
ンクがありますよ。そのブランクの間これはどう  
やって取りするのですか。

○加治木説明員 できるだけ結論を急がせるつも  
りではありますが、引き受け権証書が具体的にどう  
いうふうな出方になるか、ちよつとまだ見当つき  
ませんが、株主懇談会等の話も聞きまして、結論  
はできるだけ急がなくてはならないと思います。  
それから、さつき言ひ落としたが、場合に  
よれば引き受け権証書の出方が非常におそいとい  
うことになりまして、引き受け権証書のまた発行  
日取引というふうなことも、組み合わせたのいかん  
によっては考えられるわけでありまして。この問題  
は、検討を始めたのはきのうきよから検討したわけ  
は実はございまして、だいたい前から検討されて  
おるのでありますが、至急結論が得られるように  
われわれも努力しますし、取引所側にも検討させ  
ます。

○堀委員 どうもこの法律は、私さういふこへ来  
て少し議論をしてみても、何だかいろいろな点に不  
十分な点のある法律の感じがします。

委員長、どうですか、あなたも前に大蔵政務次  
官であつたからよく御存じだと思ふけれども、私  
は法律論者じゃないけれども、われわれ実態のい  
ろいろな面からものを見ますと、確かにもう  
ちよつと慎重にやらなければならぬ問題が少しあ  
れられているような感じがしてはかたがたないの  
です。

最後にもう一つだけ、二百五十五条に「株券ノ占有  
者ハ之ヲ適法ノ所持人ト推定ス」と、こうなつて  
いますね。「株式ヲ譲渡スニハ株券ヲ交付スルコ  
トヲ要ス」、それは当然のことですが、「株券ノ占  
有者ハ之ヲ適法ノ所持人ト推定ス」——「推定ス」  
というのはどういうことですか。これは法律的に  
少し教えてもらいたい。

○新谷政府委員 二百五十五条におきまして「株券ノ  
占有者ハ之ヲ適法ノ所持人ト推定ス」と書きまし  
たが、これは改正以前におきましては裏書き制度  
をとつておりましたので、裏書きの連続を証明で  
きる限りにおきましては、その株券を持つておる  
者が裏書きの連続のある限りには適法の所持人と  
推定する、権利者と推定するということになつて  
おるわけでございます。今回譲渡方式を改正いた  
しまして、裏書き交付というところの中の裏書き制  
度をやめまして、譲渡契約に加えて株券の交  
付というところを要件としてつけたわけございま  
す。そういたしますと、問題は、外形的にあらわれ  
ますのは、従前の裏書きという形にかわりまして  
株券の所持占有というところになるわけございま  
す。したがって、株券を占有しております限  
りには、一応その者が適法にその株券を取得したも  
のというふうに見るというのが、この二百五十五  
条の趣旨でございます。しかし、これは法律で  
そうきめてしまふわけではございません。推  
定でございますので、反対の証拠がございませ  
ばそうじゃないというところになるわけでありま  
す。株券を持つておる限りは、その者が絶対に適  
法な株券の所持人であるというふうに法定してし  
まう趣旨ではもちろんございません。

○堀委員 これまでの二百五十五条は「記名株式ノ譲  
渡ハ株券ノ裏書きニ依リ又ハ株券及之ニ株主トシテ  
表示セラレタル者ノ署名アル譲渡ノ証書ニ書面ノ  
交付ニ依リテ之ヲ為ス」記名式ノ株券ノ占有者ハ  
第一項ノ譲渡ノ証書ニ書面ニ依リ其ノ権利ヲ証明  
スルトキハ之ヲ適法ノ所持人ト看做ス」と、こう  
なつてはつきり書かれていたわけですが、今度は、  
株券の占有者は適法の所持人と推定する、なんと  
いったら、持っている側は、私は実は株券を持つ  
ていたけれども、一応推定なのですね。それじゃ  
私が株主であるということが常に何か証明なけれ  
ば、株券なんか持っていたってこれは意味がな  
い、こう書いてあるような気がしてはかたがたない  
です。あなたは逆の意味で言われたけれども、私  
は逆に。だからそれならば株券なんか出さなけれ

ばいいということですが。裏返しに言つて、何のた  
めに「株式ヲ譲渡スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要  
ス」なんというところを前段に書かなければならぬ  
のか、交付の条件というのは、株券を持つていた  
と、しかし、あなたは持っているというけれど  
も、それは推定の範囲で、挙証しなければだめ  
ですよ、この法律の書き方はこういうことでは  
う。違いますか。

○新谷政府委員 「推定ス」と書いてございませ  
ん、所持人はそれをみずから挙証する必要はない  
わけでございます。所持しておれば一応正當な所  
持人であるというふうには法律上は見られるわけ  
でございます。ただ、しかし、これは一応そう見る  
というだけでございまして、もし反対の者が反対  
の証拠をあげてきまして、これはくつがえし得  
るという余地が残されております。現行法におき  
まして、この点を「適法ノ所持人ト看做ス」と書い  
てございませぬ。「看做ス」と現行法ではつきり言  
ていたのを今回の改正で「推定ス」と書いたのはお  
かしいじゃないかという御疑念も確かに出ようと  
思ひます。しかし、現行法で「看做ス」と書いてご  
ざいますのは、これは一般の法律用語と違ひまし  
て、この「看做ス」というのは推定の意味である  
というの、もう確定した解釈でございまして、一  
般にこの「看做ス」と書いた場合には法律上そうい  
うふうには確定してしまふわけでございますけれ  
ども、この商法の二百五十五条に関する限りは、これは  
推定の意味であるという趣旨で立法の当初も説明  
されておりますし、現在の解釈もそういうふう  
になつておるわけでございます。その点には変わり  
はございません。実質的には変わりはないのであ  
つて、ただ「看做ス」と書いて推定の意味に読むとい  
うのは、かえつてこれはおかしいのじゃないかと  
いうので、今回は特にそこをその趣旨のままに  
「推定ス」、こういうふうに表示現いたしたわけであ  
ります。

○堀委員 どうもさつきからいろいろ「得」だとか  
「看做ス」とかいろいろなやつが——何かこの法律  
だけは常に特別なことになつて、私どものいわゆ  
る一般常識と違ふことが書いてあるというのはい  
うことでしょうか。そういう商法がこれまで  
まかり通つておつたのも妙なものであると思ふの  
が、法律用語というの、一つの普遍性がない  
と、それは法律をつくつたときはさうでしな  
いのです。だから、そこは、私は何か法律学  
者じゃないからわからぬけれども、しろうとの私  
でもさういふ感じがしてならぬのです。さつきか  
らこの「得」は原則だとか、これは推定だとか、こ  
れに關してだけしよつちゅういろいろなことが起  
こるといふのは、どうも私は非常に問題がある  
と思ひます。

もう一つは、確かにこれは手数がかること  
ですが、これをさうやるくらいだったら、小切手  
だつて手形だつて同じことじゃないですか、さ  
ういふことなら、さういふものの動きは、ほかは  
小切手でも手形でも裏書きが必要ですよ、現  
状では、法律で規定してあります。なぜ株券だけ  
はそれを例外にしようというんですか。流通性にお  
いては、株券も現状においては相当高いです。  
それが、裏返しに言へば、煩瑣だという問題があ  
るのかも知れませんが、また、これは小切  
手だつて手形だつて流通性があつて、ずいぶん裏  
書きがあるわけですから、だから株券に限つてだ  
けさういふことをして、手形や小切手は現行ど  
おり、さうなつておることになるのですが、これを  
どうしてもしなければならぬ積極的な理由とい  
うのは何でしょうか。

○新谷政府委員 株式の譲渡につきまして、現在  
裏書きあるいは株式の譲渡証書を添付して株券を  
交付するといふ二つの仕組みになつております  
が、大部分は裏書き方式で行なわれるわけであ  
ります。ただ、この裏書きの場合に、記名と捺印あ  
るいは署名といふことが必要なのでございま  
す。実質は記名捺印で行なわれているのが多いわ  
けでありますけれども、その中でも特にその捺印  
の問題でございませぬ。これは現行法におきまし  
ては、会社に届けてあります印鑑と裏書きに使用

す印鑑が一致しなくてもよろしいわけでございます。これは現行法でそうなっておりますわけでありまして。したがって、会社に届け出た印鑑以外の印鑑を使つても差しつかえない、極端に言えば、その株主の意思に基づいて押された判であればありあわせ印でも差しつかえないということになつておるわけでありまして。したがって、この捺印をするということ自体が非常に形式的な問題でございまして、かえつて記名捺印を要件とするこゝによつて事務的にもいろいろ複雑な問題も出てまいります。また、株主の側にしまして、自分の判が押してないんだから絶対安全だと思ふうに思つておられる株主の方もありだろと思ふのでございまして、これは実際は違つたわけでございます。商法上は株券がかりに盗まれて転々し、善意の取得者がそれを取得いたしますれば、盗んだ者が偽造の判を使つて捺印いたしましたおりましても、善意取得者に渡りました限りにおいては、もとの株主は権利を失つて善意取得者が取得するということになるわけでありまして、その捺印ということがあまり意味がないことになつてしまつておるといふのが実情でございます。そこで、それならむしろ、この際裏書きというものをやめて、裏書きして交付するということのかわりに、譲渡の意思表示はむしろ必要でございますけれども、それに加えて株券を渡すということをもつて株式譲渡の要件としたらいいのではあるまいか、こういうことからこの改正に至つたわけでございます。

○堀委員 私は、数年前に証券会社の事故の問題を相当長期間にわたつて取り上げました。そこで一番問題になつたのは何かというと、この印鑑の問題なんです。株式の売買だけでなく、売買の請求書とか、いろいろなものがあるのですが、ともかくそれに三文判を押して事故が非常に起きておるわけなんです。本人は売ると言つてないのに売つたとか、あるいは信用取引の証拠の株式に入れてあるものがいつの間にか売られておるとか、非常に事故が多いのです。その経過を調べた結果、や

はりこれはすべて届け出印鑑によつて処置をしなればならぬという規制をするのが正しいという方針でございまして、大蔵委員会から、商法がいつの間にか、届け出印鑑制度をとつていないのなら、届け出印鑑制度をとるのが他との法律の権衡上当然だと思ふんです。これは逆行ですよ。そうしてあとのほうを見たら、会社に委託とか、信託会社に委託していろいろと、こうなるのですが、そんな複雑な手数は、普通は実際の株主はやらないんですよ。その問題はどうかしておるかというところ、大体株券を会社に委託してあるのが多いわけなんです。委託をしてあるやつは、今度はそれがどうなつておるか、いまの話ではないですけれども、よろしゅうございまして、気がついたときには善意のところに渡つておる。自分は証券会社に預けてあるからいいやうだと思つておる。ところがあにはからんや、どうの昔に売られていて、さあ増資の払い込みも何も来ないからと思つて会社に行つてみたら、いや、それはどうの昔に売られて、あなた、何もありませんよ、こうなるわけなんです。そうしてそれはどこかへいつて、ちゃんと善意なる取得者が持つておる。そういうやつはチェックしようがないんですよ。ここに書いてある、形式的には、いや、心配なら委託しなさいとか何とかありますが、株式の売買をやつておる連中は、実際には銀行や信託やなんかには委託しないんですよ。だから、そうではなくて、証券事故を防ぐために、こんなことをしてはいかぬと私は思うのです。だから、これは届け出印鑑によつて処理する以外には売買ができないというぐらゐにして初めて事故の防止ができるんですよ。これは証券局は、過去における事故——最近だつて事故はあるわけだけれども、ずいぶん私はこの事故の問題を大蔵委員会でもやつてきたわけなんです。そうして取引所にも事故防止のための処置をさせ、いろいろやつてきているけれども、その盲点は何かといつたら、ここにあるんですよ。三文判で適当に処理ができるということにあるんだから、それは手数がかかるかもしれない

が、しかし、投資家保護を考へるのは証券会社の当然の姿勢ですよ。だから私は、これまでそれがルーズであつたので少なくとも、どうしても届け出印鑑の制度にしなさいと証券会社に對して要求しておる際に、こつちがこんなことになつたんでは、これはどうにもならぬことになるわけなんです。これは株式流通上における非常な重大問題で、皆さんが法律でこゝへ書いておられるようなことは形式論としては成り立つかもしれないけれども、しかし、実際の中で、いろいろな事故がこれから起きることを防ぐ措置はないではないか。いまのように盗難にあつたというのには非常にはつきりわかるわけですよ。多くの株主は、たいてい自分の株を買つたら会社に預けておる。いまは、あなたの株を幾らお預かりしておりますという報告を出させて、とらせるようになっていまして、なつていまして、それでは何ヶ月かに一回のことですから、その間にそういう不良なる証券会社の職員が自由にやつて——過去にいふん私はそれを手がけてきた。そうしてその結果は、善意なる人がほとんど報われないわけなんです。会社側では、知りません、その職員のやつたことで会社の責任ではありません、こういうかつこうで逃げてしまふ。実際にはそうならない。特に最近はどうか知りませんが、その当時は、証券会社の幹部の諸君が、これは文書になつておるから明らかでありますけれども、事故が少々起るのにはあたりまえなんだ、そんなのは、もうけて返せばいいという言い方をしておる証券会社の経営者が実際におるんですよ。それが正会員の中にあるんですよ。そういう証券会社の事態を踏まえて、あなた方はあまりに善意にこの問題を簡単に考え過ぎておる。私は、こつちはその方向ではなくて、裏書きをきちんとして届け出印鑑以外に売買は無効であるということに規制をしてこそ、正常な証券市場の発達が見られるんですよ。私が大蔵委員会、証券法から、公認会計士制度から、監査基準から、いろいろと議論をして、今日それが法律化されてきておるのも、あげて投資家をいかにし

て保護するかということで、それなくして株式のいろいろな問題というのは発展しないですよ。あるいは、発行会社なり証券会社の利益のために考へられておつて、これによつて株主は何ら利益するところはないと私は思う。その点について、どうでしょうか、大臣。私が言つておることは、私の大蔵委員会における長い証券問題に対するいろいろなかかわり合いの中から出てきた一つの結論なんです。学者や何かではわからないことなんです。この点でどうでしょうか、法務大臣。

○石井國務大臣 ただいまのような意見のあることもよく承知いたしております。この問題を取り上げてからもそういう意見がいろいろ私の耳にも入りました。私も、そういうふうなことを考へるべきじゃないかというサイドからも考へてみたのであります。しかし、私のいろいろ——私のいろいろは、乏しいというふうな経験でございまして、実際の、これは昔のことでございますが、私の友だちなんかでぶつかつた例を見ますと、もう判こまで預けてしまつて、そうしてそのまま消えてなくなつたという例もあるものでございまして。やはり、非常に用心深くやつても、いまのお話のように、証券会社の番頭が何か知らぬが、そういう人たちがいろいろ思ひかかしやつていけるんじゃないけれども、うまくいかなければ、穴埋めしよう、穴埋めしようとしていろいろうになくなつてしまふ。そのうちよくしてやろうと思つて、ついでになくなつたということだと思ふのです。言いわけはいつもそういうふうな話を何人からも聞いたことがあります。そういうことであります。非常にきちんとしておつたときでも、そうだったと思ふのであります。いまそういうふうなことから判こまで自由なことを——私はそれまでのごろまで知らなかつたぐらゐでございますが、三文判でもいいというふうなところまでございましてあります。いまのように、これは証券会社がやつておるといふのは、大衆がそういうふうなことを求めてきて、株価が大きく動き出した、これは大きな会社が動かしているのもあるでしょう

でございますし、私は、これによってひどく悪くなるとはどうも思えぬように思うのですが、いかがでございましょう。あなたのほうが詳しいようですが……。

○堀委員　こういうことです。私は、現行のままでもいいと言っておるのじゃないのです。改正をするなら届け出印鑑で処置をしなれば売買できないという方向に改正しなさいと言っておるのです。現行より一歩前に出て——これは一歩後退なんです。よろしいですか、現行があいまいなところに確かにこれは問題があるのですよ。だから届け出印鑑にすればどういことが起こるかという、保護預かりで預けてありますね。電話一本で売ってくれ、そうしたらそれを売り渡すときには、証券会社は一応その株券を持ってこなければ

に証券会社は一所その株券を持つて、たゞ  
ば、判を押してなければ売れないわけですから、  
そうすれば確実にいけるわけですね。同時に判が  
ない限りは持ち出して売れないわけですよ。信  
用の問題をおっしゃっていますが、みんなが会社  
を信用しているのですよ。しかし四大証券といえ  
ども事故が起るのですよ。いいですか、あなな  
ども事故が起るのですよ。いまここで聞いてい  
た、野村証券を信用しないかといまここで聞いて  
みましたら、だれでも、私は野村証券を信用しま  
すと言うでしょう。しかし野村証券だって過去に  
事故が起きている。表に出していないだけであつ  
て、どんな証券会社だって事故が起きている。し  
かし、会社を信用しているのですよ。中で動いて  
いる人間一人一人を法務大臣信用できますか。過  
去に事故が起きている会社——みんなその人た  
ちは家に持っておりなさいなんて、そんなわけに  
はいかない。それは経済の実態ですから。だから  
会社を信頼する。しかし中における事故を防ぐに  
は、こうすべきだというのが私の提案なんです。私  
は専門的に過去にやつてきたのだから、当然のこと  
なんです。だから、そういう専門的な立場から  
そういうことを言っているのです、裏返して言え  
ば、会社におけるいろいろなそういう事故は、全  
部会社が無限責任で負います、全部払いますとい  
うことにしなければ話は別ですよ。よろしいですか。

財務調査官、現在の法律はそんなことにはなっておらぬでしょう。職員が中でこうやって売って善意のある投資家に迷惑をかけた、無限責任で全部その分を負いますとなっておらぬでしょう。ちょっとはつきりしてください。

○加治木説明員 発行会社がそういう株式の売買についてトラブルが起きた場合に責任を負うという制度はないと思います。証券会社については、今度の新証券法によって、善意の取得者に対して証券会社はたといセールズが起した事故であっても責任を負わなければならないということになっております。無限責任という意味ではございません。

○堀委員 一応今度は証券法の中で責任を負うことにしましたけれども、それは限度があるのです。だから、そういうことを起こさないようにする問題が前提にあつたほうが、証券会社も不測の損害を受けなくて済むわけです。個人がやっても証券会社が責任を負うということになるのは事実はおかしなことなんです。しかしやむを得ないから、そういう規定でも証券法に設けてきたわけですから、私は、それは商法の規定の中できちんとしたて、だつてそうでしょう。ほかのものがだつてそういうふうになっている。手形だつて小切手だつて、ほかのものをみんなはずしますというなら、私も賛成します。しかし手形や小切手は全部裏書きをして押さないと、こうなっているわけですよ。それなら株式のような重大な、価値も大きいものを、それはずしてしまえということは、単に証券会社の手数の煩瑣を省くというだけのことで、その逆の側における投資家に対するデメリットというものは無視されておるのではないか、それに対しては何らかの保障があるかどうか。保障はありますか。

○新谷政府委員 堀委員の仰せは、前の会社に届け出た判で、すべて裏書きが行なわれるようにすべきである。こういう御意見であることはよくわかります。ただ現在の株式の発行の状況が、昔と比べますと非常に多くなつております。それと、従前の額面五十円の株式というのが依然として残つております現状下におきまして、一々その届け出印鑑と裏書きに使われました印鑑を対照するというのは、発行会社としては、とてもこれはやりきれないというふうな実情にあるようでございます。そこで、そういう形に民せれば、それども、現状から考えますと、どうもそこまで戻すのは非常に困難である。それでは現在の裏書き方式がいいのか、それとも今回の改正のような交付方式によるのか、いいのかわからないことが、残された問題になるわけでありまして、これは先ほど申し上げましたような理由によりまして、現在の裏書き制度を維持することが、実質的にもその意味を喪失しておるといふことになりまして、交付方式によるというのが一番適當ではあるまいか、ここにこの改正の理由があるわけでありまして。

○堀委員 時間もありませんから、もうこれで終わりますが、法務大臣、私はこういう法律の改正について、その点はもうちょっと慎重な配慮があつてしかるべきだと思ふのです。私に言わしたる、証券局も少しだらしないと思ふ。ともかく証券法の中であそこまで書いたのは、しかしそれだから証券会社が損をしていいということじゃあれないのです。そうでしょう。そういう事故を未然に防ぐという措置が十分講じられるということが前提でなければ、私は証券法あの書き方というものは間違つておると思ふのです。いいですか、それなら証券局としては、当然この問題について、要するに過去にこういう事例があつて、大蔵委員会では累次それが取り上げられて、そして証券法にあそこまで書きまして、それを書いた以上は、会社側に不測の損害を与えないためにも、その可能性については届け出印鑑で処置をするぐらいのことは当然行なつてしかるべきだ、こういう処置を事前に法務省と協議をしてやるべきであつた。それをやらなかったということ

と、あなた方は証券会社に対して、その点は不測のそういう損害を与える道をさらに大きく開くこととに協力をした、証券行政としてまことに大きな汚点を残すことになる、こういうふうには私は思いますが、まあこれは法務委員会のことでありまして、本日、本日の質問はこれまでといたします。

○新谷政府委員 三百五十条の規定は、三百四十八条の譲渡制限の特別決議をいたしたときの手續でございまして、譲渡制限の決議をいたしたときは、会社はそのことと同時に、ある一定の期間内に株券を会社に提出されたいという趣旨、さらにその期間内に提出されたい株券は無効となるということを公告いたしますと同時に、株主と株主名簿に記載のあります質権者には、それぞれ個別的にそのことを通知しなければならぬ。しかもその期間は一月を下つてはならないということにいたしてあるわけでございます。これによつて株券を回収しまして、株券にその譲渡制限の旨を記載する手續を書いたわけでありまして、三百四十八条一項の譲渡制限の定款の定めは、ただいまの三百五十条一項の期間が満了したときにその効力を生ずるといたしましたのは、その手續がすべて終わったときにはじめて譲渡制限の効力が生ずる、こういうふうにしたわけでございます。

それから、三百七十八条の規定を準用いたしておりますのは、旧株券を提出することができない場合に、新株券を交付する手續がここに定められたわけでございます。

○新谷政府委員 譲渡制限をいたしますと、これを株券の記載事項にいたしております。その関係で提出させるわけでありまして。

○新谷政府委員 譲渡制限をいたしますと、これを株券の記載事項にいたしております。その関係で提出させるわけでありまして。

○新谷政府委員 三百五十条の規定は、三百四十八条の譲渡制限の特別決議をいたしたときの手續でございまして、譲渡制限の決議をいたしたときは、会社はそのことと同時に、ある一定の期間内に株券を会社に提出されたいという趣旨、さらにその期間内に提出されたい株券は無効となるということを公告いたしますと同時に、株主と株主名簿に記載のあります質権者には、それぞれ個別的にそのことを通知しなければならぬ。しかもその期間は一月を下つてはならないということにいたしてあるわけでございます。これによつて株券を回収しまして、株券にその譲渡制限の旨を記載する手續を書いたわけでありまして、三百四十八条一項の譲渡制限の定款の定めは、ただいまの三百五十条一項の期間が満了したときにその効力を生ずるといたしましたのは、その手續がすべて終わったときにはじめて譲渡制限の効力が生ずる、こういうふうにしたわけでございます。

○新谷政府委員 譲渡制限をいたしますと、これを株券の記載事項にいたしております。その関係で提出させるわけでありまして。

○新谷政府委員 譲渡制限をいたしますと、これを株券の記載事項にいたしております。その関係で提出させるわけでありまして。

○新谷政府委員 譲渡制限をいたしますと、これを株券の記載事項にいたしております。その関係で提出させるわけでありまして。

○新谷政府委員 譲渡制限をいたしますと、これを株券の記載事項にいたしております。その関係で提出させるわけでありまして。

○新谷政府委員 譲渡制限をいたしますと、これを株券の記載事項にいたしております。その関係で提出させるわけでありまして。

○新谷政府委員 第二百二十五条に、二百二十五条は株券の記載事項の規定でございます。その第八号を新設いたしまして、「株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルキハ其ノ規定」この追加いたしました、株券にそれを書く、こういうことにはいたしましたわけでありまして。

○新谷政府委員 株券は無効になりますけれども、株主権を失うわけじゃございません。したがって、新しい株券を交付するということになります。

○新谷政府委員 株券は無効になりますけれども、株主権を失うわけじゃございません。したがって、新しい株券を交付するということになります。

○新谷政府委員 株券は無効になりますけれども、株主権を失うわけじゃございません。したがって、新しい株券を交付するということになります。

○新谷政府委員 株券は無効になりますけれども、株主権を失うわけじゃございません。したがって、新しい株券を交付するということになります。

○新谷政府委員 株券は無効になりますけれども、株主権を失うわけじゃございません。したがって、新しい株券を交付するということになります。